

熊本県公報

第 1 1 5 3 1 号
平成 19 年 3 月 30 日 (金)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

規 則	
○熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則	(管 財 課) 1
○熊本県土地開発基金管理規則を廃止する規則	(") 2
告 示	
○救急医療に関する認定	(医療政策総室) 2
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	(砂 防 課) 2
○第 10 次鳥獣保護事業計画の策定	(自然保護課) 5
○第 3 期特定鳥獣保護管理計画の策定	(") 6
○狩猟鳥獣の狩猟期間の延長及び狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一 部解除	(") 6
○指定居宅サービス事業所の指定	(高齢者支援総室) 7
○指定介護予防サービス事業所の指定	(") 7
○保安林の指定施業要件の変更	(森林保全課) 7
○ " " " " " "	(") 7
○道路の区域変更	(道路保全課) 8
○ " " " " " "	(") 8
○ " " " " " "	(") 9
○ " " " " " "	(") 9
○道路の供用開始	(") 10
○ " " " " " "	(") 10
○全国自治宝くじ事務協議会への新潟市及び浜松市の加入並びにこれに 伴う全国自治宝くじ事務協議会規約の一部変更	(財 政 課) 11
○熊本県貸金業事務取扱要項	(経営金融課) 11
○昭和 38 年 5 月 25 日熊本県告示第 262 号 (県税の賦課徴収に関する事務 のうち知事が委任しない事項の指定) の廃止	(税 務 課) 64
○納税貯蓄組合検査吏員の名称変更並びに証票及び証明書の様式の改正	(") 64
公 告	
○大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課) 66
○大規模小売店舗立地法に基づく届出の取下げ	(") 66
○都市公園の供用の開始	(都市計画課) 66
○県営土地改良事業計画の決定	(農村計画・技術管理課) 68
○開発行為工事完了	(建 築 課) 68
○ " " " " " "	(") 68
○大規模小売店舗立地法に基づく届出の取下げ	(商工政策課) 68
○県営土地改良事業の工事完了	(農村計画・技術管理課) 69
○障害者就業・生活支援センターの指定	(労働雇用総室) 69
登 載 依 頼	
○熊本県労働委員会事務局文書規程の一部を改正する規程	(労働委員会事務局) 69
○有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条 例	(有明海自動車航送船組合) 69
○有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正す る規則	(") 70
○熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程	(企業局総務課) 70
○裁決手続開始決定	(用地対策課) 70

規 則

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 10 号

熊本県宿舍管理規則の一部を改正する規則
熊本県宿舍管理規則 (昭和 44 年熊本県規則第 22 号) の一部を次のように改正する。
第 16 条第 1 項中「別表第 1」を「別表」に、「別表第 2 に掲げる地域ごとの調整率」を

「調整率（熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和 26 年熊本県条例第 2 号）第 9 条の 2 の規定により地域手当を支給される者が居住する有料宿舎にあっては当該地域手当に係る級地の区分に対応する同条第 2 項に規定する割合に 1 を加えた率、その他の有料宿舎にあっては 1.0）」に改める。

別表第 1 を別表とし、別表第 2 を削る。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 22 年 3 月 31 日までの間における第 16 条の調整率は、熊本県一般職の職員等の給与に関する条例第 9 条の 2 の規定により地域手当を支給される者が居住する有料宿舎にあっては当該地域手当の支給される地域に対応する熊本県職員の地域手当に関する規則（平成 18 年熊本県人事委員会規則第 8 号）附則別表に規定する割合に 1 を加えた率、その他の有料宿舎にあっては 1.0 とする。

熊本県土地開発基金管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県規則第 11 号

熊本県土地開発基金管理規則を廃止する規則

熊本県土地開発基金管理規則（昭和 44 年熊本県規則第 54 号）は、廃止する。

附 則

- 1 この規則は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 熊本県公共用地ストック推進事業に係る熊本県土地開発基金管理規則の特例を定める規則（平成 6 年熊本県規則第 52 号）は、廃止する。

告 示

熊本県告示第 299 号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項に定める救急医療機関に認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

救急医療機関

名 称	所 在 地	認 定 期 間
川野病院	熊本市大江六丁目 25 番 1 号	平成 19 年 6 月 26 日から 平成 22 年 6 月 25 日まで
医療法人東陽会東病院	熊本市出仲間五丁目 2 番 2 号	平成 19 年 6 月 26 日から 平成 22 年 6 月 25 日まで
熊本脳神経外科病院	熊本市本荘六丁目 1 番 21 号	平成 19 年 9 月 30 日から 平成 22 年 9 月 29 日まで

熊本県告示第 300 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 南関町

(1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

笛鹿 1（367-1-001）

イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

南関町笛鹿

ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

次の図のとおり

エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成 13 年政令第 84 号）第 4 条で定める衝撃に関する事項

次の図のとおり

（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）

- (2) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
笛鹿2-1(367-1-002-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町笛鹿
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
笛鹿2-2(367-1-002-2)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
南関町笛鹿
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
笛鹿4(367-1-003)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町笛鹿
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
笛鹿3-1(367-1-004-1)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
南関町笛鹿
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
笛鹿3-2(367-1-004-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町笛鹿
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年政令第84号)第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
楮原(367-1-005)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町楮原
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩谷1（367-1-006）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町萩谷
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩谷2（367-1-007）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町萩谷
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
萩谷3（367-1-008）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町萩谷
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
福山川-1（367-1-009-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町福山
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成13年政令第84号）第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
福山川-2（367-1-009-2）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
南関町福山

- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
福山川-3(367-1-009-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町福山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
福山川-4(367-1-009-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町福山
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
萩谷 4(367-2-012)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
南関町萩谷
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
関東(367-2-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
南関町関東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成 13 年政令第 84 号)第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部砂防課及び玉名地域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 301 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成 14 年法律第 88 号)第 4 条第 1 項の規定により第 10 次鳥獣保護事業計画を定めたので、同法第 4 条第 4 項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務(森林保全)課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 302 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 7 条第 1 項の規定によりニホンジカの第 3 期特定鳥獣保護管理計画を定めたので、同法第 7 条第 7 項で準用する同法第 4 条第 4 項の規定により公表し、同計画の内容について熊本県環境生活部自然保護課及び各地域振興局林務（森林保全）課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 303 号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 14 条第 2 項及び第 3 項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の狩猟期間の延長及び狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限の一部解除を行う。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 狩猟鳥獣の狩猟期間の延長

対象狩猟鳥獣	対 象 区 域	延長する狩猟期間	使用できる猟法
ニホンジカ	八代市、人吉市、水俣市、宇城市のうち旧小川町及び旧豊野町、阿蘇市、下益城郡美里町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、山都町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町のうち旧上村、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域	ニホンジカ第 3 期特定鳥獣保護管理計画の期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）内において、毎年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで	延長した期間（2 月 16 日から 3 月 15 日まで）については、銃猟及び箱わなによる狩猟に限る。

2 狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の解除

対象狩猟鳥獣	対 象 区 域	期 間
ニホンジカの雌	八代市、人吉市、水俣市、宇城市のうち旧小川町及び旧豊野町、阿蘇市、下益城郡美里町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、山都町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町のうち旧上村、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域	ニホンジカ第 3 期特定鳥獣保護管理計画の期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）

3 狩猟鳥獣の捕獲等の数の制限の解除

対象狩猟鳥獣	対 象 区 域	期 間	解除後の捕獲等の数の 1 日当たりの上限
ニホンジカ	八代市、人吉市、水俣市、宇城市のうち旧小川町及び旧豊野町、阿蘇市、下益城郡美里町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、山都町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町のうち旧上村、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域	ニホンジカ第 3 期特定鳥獣保護管理計画の期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）	1 人につき 3 頭以下

4 禁止猟法による捕獲等の禁止の解除

対象狩猟鳥獣	対 象 区 域	期 間	解除する禁止猟法の種類
ニホンジカ	八代市、人吉市、水俣市、宇城市のうち	ニホンジカ第 3 期	ニホンジカの捕獲

	ち旧小川町及び旧豊野町、阿蘇市、下益城郡美里町、阿蘇郡南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、上益城郡御船町、山都町、葦北郡芦北町、津奈木町、球磨郡錦町、あさぎり町のうち旧上村、旧岡原村、旧須恵村及び旧深田村、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村の区域	特定鳥保護管理計画の期間（平成 19 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日まで）	等をするため、輪の直径が 12 センチメートルを超えるくくりわなを使用する方法
--	--	---	---

熊本県告示第 304 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
力合つくし庵デイサービスセンター 熊本市合志四丁目 3 番 50 号	社会福祉法人三顧会	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 305 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
力合つくし庵デイサービスセンター 熊本市合志四丁目 3 番 50 号	社会福祉法人三顧会	平成 19 年 4 月 1 日

熊本県告示第 306 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県鹿本郡植木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 名所又は旧跡の風致の保存
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに植木町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 307 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 2 の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 保安林の所在場所 熊本県鹿本郡植木町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 公衆の保健
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県鹿本地域振興局並びに植木町役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 308 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	玉名山鹿線	玉名郡和水町岩尻字服歸 1310 番 1 地先から 同町高野字坂川原 1291 番 1 地先まで	前	10.3 ～ 31.9	227.0	緊道整
			後	13.3 ～ 42.5	227.0	
一般 県道	瀬川玉東線	玉名郡和水町大字瀬川字松坂原 475 番 1 地先から 同郡玉東町大字稲佐字具明 272 番 2 地先まで	前	5.0 ～ 19.5	6,385.0	旧道移管
			後	9.0 ～ 62.5	7,452.0	
		玉名郡和水町大字瀬川字松坂原 475 番 1 地先から 同郡玉東町大字稲佐字岩黒 147 番 地先まで	後	9.0 ～ 62.5	6,975.0	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 309 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	荒尾南関線	荒尾市大字万田字宮ノ後 915 番 2 地先から 同市大字万田字仮佛 429 番 地先まで	前	16.0 ～ 31.5	69.7	廃道処分
			後	16.0 ～ 17.2	69.7	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 310 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要 地方 道	高森波野 線	阿蘇市波野大字滝水字滝水久保 143 番 7 地先から 同所	前	15.0 ～ 18.0	57.0	廃道処分
			後	14.5 ～ 16.0	57.0	
一般 県道	阿蘇公園 下野線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字葛原 5542 番 2 地先から 同所	前	10.2 ～ 17.4	57.2	仮設迂回路 廃止
			後	10.0 ～ 12.0	57.2	

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 311 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般 県道	小池竜田 線	熊本市桜木六丁目 497 番 1 地先から 同所	前	14.5 ～ 15.0	31.0	右折レー ンの廃止
			後	10.5 ～ 15.0	31.0	
一般 県道	田迎木原 線	熊本市御幸西無田町字蕤田 641 番 1 地先から 上益城郡嘉島町大字犬渕字中須	前	24.8 ～ 54.2	2,033.1	緊道整
			後	23.8 ～ 184.5	2,033.1	
一般 県道	神水川尻 線	熊本市御幸西無田町字蕤田 645 番 1 地先から 同所	前	17.4 ～ 54.0	93.3	交差計画 の変更
			後	17.4		

		603 番 1 地先まで	後	～	93.3	
				37.0		

2 区域を変更する期日 平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 312 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	天明川尻線	熊本市奥古閑町字築添 4421 番 2 地先から 同町字新開 4309 番 1 地先まで	92.0	仮設道路 設置

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 313 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 19 年 3 月 30 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本線	八代市坂本町百済来上 2726 番 2 地先から 同町百済来下 177 番 4 地先まで	200.0	単道改
主要地方道	小川泉線	八代市泉町柿迫 同所 5879 番 地先から 5884 番 3 地先まで	149.0	単道改
一般県道	小鶴原女木線	八代市坂本町深水字中屋敷 同所 3272 番 地先から 3334 番 地先まで	87.5	単道改
一般県道	郡築横手線	八代市郡築十一番町 同所 56 番 3 地先から 56 番 3 地先まで	59.1	単道改
		八代市郡築十一番町 同所 46 番 4 地先から 46 番 1 地先まで	109.9	
		八代市郡築十一番町 同所 26 番 1 地先から	110.2	

	同所		
		26 番 1 地先まで	

2 供用を開始する期日 平成 19 年 3 月 30 日

熊本県告示第 314 号

新潟市及び浜松市を全国自治宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更し、平成 19 年 4 月 1 日から施行することとしたので、地方自治法第 252 条の 6 の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

全国自治宝くじ事務協議会を設ける地方公共団体に新潟市及び浜松市を加え、これに伴い全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。
第 3 条第 2 号中「堺市」の次に「、新潟市、浜松市」を加える。

熊本県告示第 315 号

熊本県貸金業事務取扱要項を次のとおり定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県貸金業事務取扱要項

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条）
- 第 2 章 登録（第 2 条－第 8 条）
- 第 3 章 業務（第 9 条－第 13 条）
- 第 4 章 貸金業務取扱主任者（第 14 条）
- 第 5 章 監督（第 15 条－第 20 条）
- 第 6 章 登録に関する意見聴取（第 21 条－第 24 条）
- 第 7 章 貸金業協会（第 25 条－第 28 条）
- 第 8 章 信用情報（第 29 条－第 31 条）
- 第 9 章 苦情処理（第 32 条－第 33 条）

附則 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要項は、貸金業の規制等に関する法律（昭和 58 年法律第 32 号。以下「法」という。）及び貸金業の規制等に関する法律施行規則（昭和 58 年大蔵省令第 40 号。以下「規則」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 登録

（書類の提出及び受理等）

第 2 条 規則第 1 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 10 条第 2 項並びに第 30 条第 2 項及び第 3 項の規定により書類を提出しようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める部数を、原則として社団法人熊本県貸金業協会（以下「協会」という。）を経由して提出するものとする。

- (1) 登録申請書 正本 1 部、副本 2 部
- (2) 登録申請書添付書類 正本 1 部、副本 1 部
- (3) 変更届出書 正本 1 部、副本 2 部
- (4) 変更届出書添付書類 正本 1 部、副本 1 部
- (5) 廃業等届出書 正本 1 部、副本 1 部
- (6) 廃業等届出書添付書類 正本 1 部、副本 1 部
- (7) 事業報告書 正本 1 部、副本 1 部
- (8) 事業報告書添付書類 正本 1 部、副本 1 部

2 登録の更新の申請書は、登録の有効期間満了の日の 4 月前から受理するものとする。

3 登録申請書及び変更の届出の受理に当たっては、次に掲げる要件に留意のうえ審査し、要件に適合しない場合は補正を求めものとする。

- (1) 資金需要者等に公的機関又は金融機関と誤認させ、取引の公正を害するおそれのある商号又は名称を使用していないこと。
- (2) 2 以上の商号又は名称を使用して、2 以上の登録申請をしていないこと。
- (3) 復代理店及び代理店の支店等の設置をしていないこと。
- (4) 代理店契約の内容について、次に掲げる事項を記載していること。

ア 貸金業の規制に関する法令等を遵守する旨の文言

イ 代理業務の範囲に関する事項

ウ 代理店手数料の決定及び支払に関する事項

エ 代理業務の取扱いに必要な経費の分担に関する事項

オ 営業用の施設及び設備の設置主体等に関する事項

4 法第 4 条第 2 項第 4 号の営業所又は事務所（以下「営業所等」という。）の所在地を証する書面又はその写しは、次によるものとする。

- (1) 営業所等（自動契約受付機及び現金自動設備を除く。）については、当該営業所

- 等の所有又は賃貸借の態様に応じて、登記簿謄本、固定資産税課税通知書（課税物件明細の記載があるもの。）、所有者からの使用承諾書（貸金業の営業所等として使用されることを承諾する旨の記載のあるもの。）、賃貸借契約書等
- (2) 営業所等の写真、地図及び見取図
- (3) 登録申請者が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備（営業所等（現金自動設備を除く。）の同一敷地内（隣接地を含む。）以外に設置されるものをいう。以下同じ。）については、規則別紙様式第 1 号 9 の項中営業所等の名称及び所在地（第 4 面）をもって所在地を証する書面とすることができるものとする。
- (4) 登録申請者の業務委託先が設置する自動契約受付機及び店舗外現金自動設備については、当該業務委託先との間で当該自動契約受付機又は店舗外現金自動設備の利用に関して締結した契約書の写し
- 5 法人であって、規則第 4 条第 3 項第 9 号に規定するものを有しない者に対する同項第 8 号に規定する貸借対照表又はこれに代わる書面の内容の確認、又は、個人に対する同項第 10 号に規定する財産に関する調書（以下「財産調書」という。）の内容の確認に当たっては、必要に応じ、次に掲げる書面により行うものとする。
- (1) 預金が計上されている場合にあつては、取引先の金融機関が発行する残高証明書
- (2) 有価証券が計上されている場合にあつては、取引先の証券会社が発行する取引残高報告書
- (3) 土地又は建物が計上されている場合にあつては、市区町村長が発行する固定資産評価証明書又は不動産鑑定士が作成した鑑定評価書の写し
- (4) 法人にあつては、法人税の確定申告書及び確定申告書に添付した貸借対照表の写し
- (5) 個人で青色申告をしている場合にあつては、所得税の確定申告書（所得税青色申告決算書及び収支内訳書を含む。）の写し
- 6 規則別紙様式第 4 号 5 の項中算出日の適正な評価価格に基づき算出した価額は、土地及び建物の取得価額、固定資産評価証明書に記載された価額又は鑑定評価書に記載された価額とする。
- 7 他人に成りすましたり、又は他人の名義を借りて貸金業登録を行うなど、登録行政庁を欺き貸金業の登録を受けることは、虚偽記載又は不正な手段による登録となることから、特に、新規の登録申請又は過去に貸出実績のない者からの登録の更新申請に当たっては、登録申請者（法人の役員を含む。）又はその重要な使用人から意見を聴取し、又は営業所等の現地調査を行う等により、真正でない登録を排除するよう努めるものとする。
- （登録の申請の処理）
- 第 3 条 規則第 4 条の 2 第 2 項の規定による登録済通知書については、次により取り扱うものとする。
- (1) 登録済通知書の交付は、原則として協会を通して行う。
- (2) 登録番号は、決裁を終了した順に 00001 号からの一連番号とする。
- (3) 登録番号の括弧書には、登録の回数（以下「登録回数」という。）を記入する。ただし、出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和 29 年法律第 195 号。以下「出資法」という。）附則第 9 項に規定する日賦貸金業者における登録番号については、括弧内に N の文字を記載し、続けて登録回数を記入する。
- (4) 登録がその効力を失った場合の登録番号は欠番とし、補充は行わない。
- 2 規則第 4 条の 3 第 1 項の規定による登録拒否通知書については、拒否の理由に該当する法第 6 条第 1 項各号のうち該当する号の番号又は登録申請書等の重要な事項の虚偽の記載がある箇所若しくは重要な事実の記載が欠けている箇所を具体的に明らかにするものとする。
- 3 登録申請手数料（更新手数料を含む。）については、登録を拒否した場合、又は登録申請書を受け付けた後に登録申請者から当該登録申請書の取下げがあった場合は、返還しないものとする。
- 4 規則第 6 条の規定により、貸金業者から登録換えの申請書等の提出があった場合には、次により取り扱うものとする。
- (1) 当該申請を受けたときは、別記様式第 1 号により作成した意見書、従前の登録申請書の写し及び当該申請の直前に行った検査の報告書の写しを添付して新たな登録に係る財務局長又は都道府県知事に送付するものとする。
- (2) 規則第 6 条第 2 項の登録換通知書を受理したときは、当該貸金業者の登録を削除するものとする。
- （変更届出の処理等）
- 第 4 条 法第 8 条第 2 項の規定により、変更に係る届出事項（以下「変更事項」という。）を登録したときは、遅滞なく、その旨を別記様式第 2 号により原則として協会を経由して届出者に通知するものとする。ただし、当該変更事項が店舗外現金自動設備に係るものである場合は、通知を行わないものとする。
- （相続人による登録申請の処理）
- 第 5 条 貸金業者が死亡した場合において、法第 10 条第 3 項の規定により相続人が被相続人の死亡後 60 日以内に法第 3 条第 1 項の登録の申請をしたときの登録番号は、その商号又は名称に変更がないときに限り従前の番号とするものとする。ただし、第 3 条第 1 項第 3 号の登録回数は、括弧内に 1 と記入する。
- （登録の申請、届出書類の保存）

第 6 条 登録申請書、変更届出書及び廃業等届出書並びにそれらの添付書類は、当該申請等に係る登録の有効期間が終了した時点から 10 年間保存するものとする。

(登録証明書の発行)

第 7 条 登録を受けた貸金業者又は貸金業者であった者から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の登録証明の申請があったときは、別記様式第 3 号により貸金業者登録証明を行うものとする。ただし、登録申請書類が保存年限を経過していることにより廃棄されている場合については、この限りでない。

(貸金業者登録簿の閲覧)

第 8 条 規則第 9 条の規定に基づく貸金業者登録簿の閲覧については、次により取り扱うものとする。

(1) 閲覧の申出があった場合には、別記様式第 4 号の貸金業者登録簿閲覧簿に所定事項の記入を求めるものとする。

(2) 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとするものとする。

ア 閲覧日は、熊本県の休日を定める条例（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる休日を除く日とする。

イ 閲覧時間は、午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

ウ 登録簿の整理その他必要がある場合は、上記の閲覧日又は閲覧時間を変更することができるものとする。

(3) 閲覧場所は、熊本県商工観光労働部経営金融課内とする。

(4) 次のいずれかに該当する者の閲覧は、停止し、又は拒否することができるものとする。

ア 係員の指示に従わない者

イ 登録簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

ウ 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

第 3 章 業務

(過剰貸付けの防止)

第 9 条 法第 13 条第 1 項の規定の適用に当たっては、次に掲げるところにより適切に貸付けが行われるよう貸金業者を指導するものとする。

(1) 貸金業者が貸付けを行うに当たって、当該貸付けが貸金需要者の返済能力を超えたと認められるか否かは、当該資金需要者の収入、保有資産、家族構成、生活実態等及び金利など当該貸付けの条件により一概に判断することは困難であるが、窓口における簡易な審査のみによって、無担保かつ無保証で貸し付ける場合の目処は、当該資金需要者に対する 1 業者当たりの貸付けの金額について 50 万円又は当該資金需要者の年収額の 10 パーセントに相当する金額までとすること。

(2) 顧客に対し、必要とする以上の金額の借入れを勧誘してはならないこと。これには、顧客に対して返済を拒否する等により、債務額を維持するよう要請すること及び顧客の要請がないにもかかわらず、包括契約の限度額を引き上げることを含む。

(3) 無担保かつ無保証の貸付けを行うときは、借入申込書に借入希望額、既往借入額、年収額等の項目を顧客自らに記入させることにより、その借入意思の確認を行うこと。

(4) 無担保かつ無保証の貸付けを行うときは、法第 30 条第 1 項に規定する信用情報機関（以下「機関」という。）を利用して、顧客の借入状況、既往借入額の返済状況等を調査し、その調査結果を書面に記録すること。

(5) 物的担保を徴求して貸付けを行うおとすときは、資金需要者の収入、事業計画、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況、その返済計画及び金利など当該貸付けの条件等にかんがみて、当該担保物件を換価しなくても返済しうるか否かを調査し、その結果を書面に記録すること。なお、当該担保物件を換価せずに返済しうると認められない場合には、資金需要者が当該担保物件の換価の時期や換価後の生活方法について明確かつ具体的な認識を有していることを確認し、その内容を併せて記録すること。保証人その他の資金需要者以外の者から物的担保を徴求する場合も、同様とする。

(6) 保証人となろうとする者についても、収入、保有資産、家族構成、生活実態、他からの借入状況及び既往借入額の返済状況等について調査し、実際に保証債務を履行せざるを得なくなった場合の履行能力を書面に記録するとともに、その履行能力を超える保証を求めないこと。

(交渉の経過の記録)

第 10 条 規則第 16 条第 1 項第 6 号に規定する交渉の経過の記録とは、債権の回収に関する記録、貸付けの契約（保証契約を含む。）の条件の変更（当該条件の変更に至らなかったものを除く。）に関する記録等、貸付けの契約の締結以降における貸付けの契約に基づく債権に関する交渉の経過の記録とする。

2 規則第 16 条第 1 項第 6 号に規定する交渉の経過の記録の記載事項は、おおむね次に掲げる事項とする。

(1) 交渉の相手方（債務者、保証人等の別）

(2) 交渉日時、場所及び手法（電話、訪問、電子メール及び書面発送等の別）

(3) 交渉担当者（同席者等を含む。）

(4) 交渉内容（催告書等の書面の内容を含む。）

(説明責任)

第11条 貸金業者の監督に当たっては、貸金業者が、説明責任を十分に果たすことを確保する観点から、次の各号に掲げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。

- (1) 契約を締結するに際して、契約内容を文書又は口頭で十分説明すること。
- (2) 包括契約を締結したとき及び当該包括契約に基づく貸付けを行ったときは、そのいずれの場合にも、その内容を明らかにする書面をその相手方に交付すること。また、その書面は、債務者が自己の債務の内容を正確に把握し、弁済計画の参考とする程度の一義的、具体的、明確なものであること。
- (3) 法第17条第2項の規定により、保証人となろうとする者に当該保証契約の内容を説明する書面を交付するときは、その内容を十分に理解しうよう説明を尽くすこと（例えば、保証契約の形式的な内容にとどまらず、保証人の法的効果とリスクについで、最良のシナリオだけでなく、最悪のシナリオ即ち実際に保証債務を履行せざるを得ない事態を想定した説明を行う。）など、保証人となろうとする者があらかじめ保証契約の内容を十分理解した上で保証契約を締結するとの法の趣旨に沿って交付すること。
- (4) 法第17条（法第24条第2項、法第24条の2第2項、法第24条の3第2項、法第24条の4第2項及び法第24条の5第2項において準用する場合を含む。）に規定する書面における規則第14条第1項第1号イに定める事項の記載については、保証の種類（連帯保証、根保証等）及びその効力（根保証の場合における極度額の説明を含む。）をわかりやすく記載するなど、保証人となろうとする者が保証契約の内容を十分に理解しうる内容であること。
- (5) 強制執行認諾文言付きの公正証書作成委任状を取得する場合には、その相手方に、当該委任状の内容について、その形式的な内容にとどまらず、強制執行認諾文言付きの公正証書を作成することの法的効果を含め、その実質的な内容を十分に理解しうるよう説明を尽くすこと。

（取引関係の正常化）

第12条 貸金業者の監督に当たっては、資金需要者等の利益の保護を図る観点から、次に掲げる事項について、貸金業者に対し、適切に行うよう促すものとする。

- (1) 顧客等又は顧客等の代理人から取引履歴の開示を求められたときは、個人情報保護の観点から、開示の求めをする者（以下「開示請求者」という。）が開示を求められた取引履歴に係る顧客等本人又は本人の代理人（以下「本人等」という。）であることと十分かつ適切に確認し、その際、特に、次の点に留意して、本人等に過重な負担を課するものとならないようにすること。
 - ① 顧客等自身が開示の求めをする場合
 - ア 金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令に規定する本人確認書類（コピーを含む。）の提示を求めることは、開示請求者が顧客の同意を得たうえで顧客に代わり債務の弁済を行おうとする者であって過去に当該業者と取引関係がない場合や、開示の求めに際して提示された書面の記載内容に不審な点がある場合等、本人であることの確認を特に慎重に行わなければならない場合には適切である。
 - イ 開示請求者が当該業者と現在又は過去において取引関係にある場合には、当該業者が保管する取引書類に記載された情報等を用いて、顧客にとってより負担の少ない方法により確認することが適切である。
 - ウ 当該業者が相手方を当該顧客等本人であることを認識して行っている面談や電話の際に当該顧客等から開示の求めがあった場合には、開示請求者に対して改めて本人確認のための書類等の提示を求めることは不適切である。
 - ② 顧客等の代理人が開示の求めをする場合
 - ア 代理人から提示される書類等（郵送及びファクシミリにより送付されるものを含む。）において、当該顧客等が関係を求める取引履歴に係る顧客等本人であること、当該顧客等から当該代理人に委任がなされたこと及び開示請求者が当該代理人本人であることを確認する必要があるが、その際、当該顧客等に係る本人確認については、上記①の考え方に留意し、顧客等の負担に配慮することが適切である。
 - ③ 弁護士又は司法書士が顧客等の代理人として開示の求めをする場合
 - ア 弁護士又は司法書士から、開示の求めについて顧客等から委任を受けた旨の通知（債務整理等に係る委任の通知を含む。）を受け、当該通知に記載された顧客等に係る本人確認のための情報が十分であること等により開示の求めに係る委任がなされたことを推認し得る場合には、特段の不審な点がない限り、当該顧客等の作成に係る委任状の提示を求める必要はない。
 - イ 当該開示の求めに、代理人である弁護士又は司法書士の氏名及び所属する事務所名称、住所、電話番号等が示されている場合には、当該代理人の所属する弁護士会又は司法書士会への照会等により事実かつ容易に確認できるので、特段の不審な点がない限り、改めて開示請求者が当該代理人本人であることを確認するための書類等の提示を求める必要はない。
 - ウ 顧客等との面談や電話の際に、当該顧客等から、取引履歴の開示の求めを代理人又は司法書士である意思表示（債務整理等に係るものを含む。）があり、弁護士又は司法書士である代理人から遅滞なく委任の通知がされた場合には、特段の不審な点がない限り、改めて顧客等に係る本人確認のための書類等や当該顧客等の作成に係る委任状の提示を求めることは不適切である。

- (2) バス又は乗用車等の巡回により貸付けに関する業務の全部又は一部を営む行為は、安全性や顧客とのトラブルの発生等の問題があることから、行つてはならないこと。
- (3) 顧客の信用情報（個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報をいう。以下同じ。）について、不必要な事項の調査、調査事項の貸付け目的以外への使用等顧客のプライバシーの侵害となるような行は行つてはならないこと。
- (4) 貸金業以外の業務を行つている場合において、当該貸金業以外の業務に関して貸金業者の登録番号を使用してはならないこと。
- (5) 貸付けの利率について、出資法に定められた上限利率にかかわらず、自らの経営努力により、可能な限り引き下げ、もつて資金需要者の負担の軽減を図るよう努めること。

（日賦貸金業者の監督）

第13条 日賦貸金業者についての法第5章の規定による監督に当たっては、前4条によるほか日賦貸金業者は他の貸金業者に比して債権の回収にコストがかかることなどを考慮して出資法の上限金利の特例が認められているという趣旨にかんがみ、又資金需要者の利益の保護等を図る観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 出資法附則第9項第1号の規定による日賦貸金業者の貸付けの主な相手方である物品販売業、物品製造業及びサービス業の業種の判断については、原則として、日本標準産業分類表を参考とすること。日賦貸金業者が、建設業者、不動産業者、サラリーマン、主婦等に貸し付けることは、出資法違反となること。
- (2) 日賦貸金業者の貸付けの相手方が常時使用する従業員の数は5人以下とされているが、常時使用する従業員数の算定に当たっては、正社員に限らず、臨時雇用であつても、数か月程度の期間にわたり雇用されている場合などにおいては、実態に即して常時使用する従業員に含むものであること。
- (3) 出資法附則第9項第2号の規定により貸付けの返済期間は100日以上と定められているが、当初の契約における返済期間が100日以上であつたとしても、日賦貸金業者側が貸付けの相手方に債務の借換えをさせたり、正当な理由もなく期限の利益を喪失させるなどして繰上返済をさせるなどにより、事後的に返済期間が100日未満となつている場合には、出資法違反となる場合があること。
- (4) 出資法附則第9項第3号の規定により日賦貸金業者は返済期間の100分の50以上の日数にわたり、かつ、貸付けの相手方の営業所又は住所において自ら集金するよう定められているが、取立て日数の割合の算定に当たっては、貸付けの相手方が貸金業者の営業所に自ら返済金を持参し、それを受領したとしても取立て日数には算入されず、実際に相手方に訪問した日数のみを算入するものであること。なお、日賦貸金業者が集金のため相手方に訪問したものの集金できなかった場合には、帳簿等に訪問日時が記載されているなど、集金のため訪問したこと客観的に明らかになつている場合に限り、取立て日数に算入するものであること。また、土曜日、日曜日、祝祭日等日賦貸金業者又は債務者の休日であつても、相手方に集金のため訪問しなかつた場合には取立て日数の割合の算定には考慮されないこと。
- (5) 数日分の返済金をまとめて前受けした場合、受領した金銭のうち1日当たり0.15パーセントの割合により算出された出資法上の上限利息を超えた部分を元本に充当せず、利息として受領した場合には、受領時点において出資法違反（高金利）となること。
- (6) 日賦償還表を法第18条の受取証書としている場合（法第18条第1項各号に掲げる事項がもれなく記載されており、かつ、貸付けの相手方が当該償還表を保有している場合に限る。）においては、返済金を前受けした場合や遅延損害金等を受領した場合など当初の日賦償還表の償還予定に変更があつた場合には、当該日以降の日賦償還表の記載事項の変更を行い、又は当該日以降返済を受けた都度、法第18条の受取証書を交付する必要があること。また、貸付けの相手方から、返済の都度、個別に受取証書を交付するよう請求があつた場合には、個別に受取証書を交付しなければならないこと。

第4章 貸金業務取扱主任者

（貸金業務取扱主任者制度の適正な運営）

第14条 法第24条の7の規定による貸金業務取扱主任者の監督に当たっては、次により取り扱うものとする。

- (1) 債務者等から苦情が寄せられた場合は、当該苦情に係る事実を確認させ、業務体制の見直しを行わせるなど、貸金業務取扱主任者に、当該営業所等の従業者に対して、法令を遵守させ、業務を適正に実施させるよう、貸金業者を監督するものとする。
- (2) 法第24条の7第8項に規定する2週間以内の届出の期間の計算は、規則第26条の26第2項の書面を貸金業者が受領した日を起算日とする。

第5章 監督

（営業所等の所在の通知）

第15条 法第38条の規定により営業所等の所在を確認するため必要な場合は、法第42条第1項の規定に基づき、別記様式第5号により営業所等の所在報告書及び営業所等に関する権利を証する書面又は営業所等の地図等の報告を求めるものとする。

（事業報告書の提出）

第16条 規則別紙様式第8号に規定する事業報告書を処理する場合には、次に掲げる点に

留意するものとする。

(1) 個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置とは、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「保護法ガイドライン」という。）第 10 条、第 11 条及び第 12 条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ及び実務指針別添 2 の規定に基づく措置とする。

(2) その他の特別の非公開情報とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的とは、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合をいう。

2 貸金業者から法第 41 条の 2 の規定に基づき事業報告書及び参考書類の提出があったときには、事業報告書及びその添付書類の副本並びに参考書類各 1 部を提出期限後 10 日以内に、九州財務局長あて提出するものとする。

（業務報告書の徴収）

第 17 条 法第 42 条第 1 項の規定による毎年 3 月末日における貸金業者の業務報告書は、別記様式第 6 号により毎年 6 月末日までに徴収するものとする。

2 前項の報告に係る貸金業者が資本金 1,000 万円以上の法人である場合には、直前決算期の貸借対照表及び損益計算書（様式自由）を添付資料として併せて徴収するものとする。

3 当該貸金業者が個人又は資本金 1,000 万円未満の法人である場合には、必要に応じて、それぞれ、財産調書又は貸借対照表及び損益計算書を添付資料として併せて徴収するものとする。

4 業務報告書は、原則として協会を経由して提出させるものとする。

（立入検査）

第 18 条 法第 35 条第 2 項及び第 42 条第 3 項に規定する身分を示す証明書は、別記様式第 7 号による。

（行政処分の連絡）

第 19 条 次に掲げる処分を行ったときは、九州財務局へ関係資料を送付するものとする。

(1) 登録を拒否した場合

(2) 業務停止処分をした場合

(3) 登録取消し処分をした場合

当該貸金業者が法人である場合には、当該取消しの日前 30 日以内の役員の氏名に関する資料も併せて送付するものとする。

(4) 登録取消し処分に係る聴聞の通知後、当該処分の決定までの間に廃業等の届出があった場合

（登録不更新等及び廃業等の取扱い）

第 20 条 貸金業者が登録の有効期間満了の日の 2 月前までに当該登録の更新の申請をしなかった場合は、法第 42 条第 1 項の規定に基づき、別記様式第 8 号により、残貸付債権の状況等に係る報告を求めるものとする。また、法第 37 条第 1 項により登録を取り消した場合についても、当該報告書の提出を求めるものとする。

2 貸金業者から前項の報告書又は法第 10 条に規定する廃業等届出書（以下「廃業等届出書等」という。）の提出があったときは、法第 42 条第 1 項の規定に基づき、別記様式第 9 号により、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了する場合及びそれまでの間に連絡先若しくは氏名・商号等又は取立委託先の変更、債権譲渡先の追加がある場合には遅滞なくその旨報告することを命ずるとともに、当該貸金業者に対し、次に掲げる内容の書面を交付するものとする。

(1) 法第 44 条に基づき、当該貸金業者が締結した貸付けの契約に基づく取引を結了する目的の範囲内において、なお貸金業者とみなされ、法令が適用されること

(2) 顧客名簿等の顧客の個人情報について、違法業者等に売却又は譲渡することは、厳に控えること

(3) 貸金業者が貸付債権の譲渡を行う場合は、貸金業規制法第 24 条第 3 項（暴力団員等への譲渡、委託の禁止）が適用されるほか、当該譲受人には同法第 17 条、第 18 条、第 20 条から第 22 条まで、第 24 条第 1 項（再譲渡先に対する適用法令通知義務）、第 42 条が適用される旨を当該譲受人に対して通知する義務（第 24 条第 1 項）が生じること。また、併せて、これらに違反した場合は刑事罰の適用がある旨を通知すること

3 廃業等届出書等により債権譲渡に係る情報を確認した場合は、当該情報を譲受人に対して監督権限を有する財務局または他の都道府県に提供するものとする。

第 6 章 登録に関する意見聴取

（登録に関する意見聴取）

第 21 条 法第 5 条第 1 項の規定による登録（更新を含む。）について、法第 44 条の 3 第 1 項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

(1) 警察本部長への意見聴取は、次に掲げるものを熊本県警察本部暴力団対策主管課に送付して行う。

ア 別記様式第 10 号により作成した文書

イ 登録申請書（規則別紙様式第 1 号に係る部分に限る。）の写し

ウ 規則別紙様式第 3 号の 2 の 4 の項により作成された CSV 形式（エクセル等）の電

磁的記録

- (2) 警察本部長の意見の陳述は、別記様式第11号又は別記様式第12号による。
(3) 意見陳述に基づき登録を拒否した者があるときは、おおむね3か月ごとに別記様式第13号により暴力団対策主管課に通知するものとする。

(変更登録に関する意見聴取)

第22条 法第8条第2項の変更登録について、法第44条の3第1項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 警察本部長への意見聴取は、前条の規定を準用する。
(2) 既に貸金業務取扱主任者に選任されている者が選任に係る営業所等以外の営業所等の貸金業務取扱主任者に選任されたことに伴い、法第8条第2項の登録をしようとする場合において、当該貸金業務取扱主任者について既に法第44条の3第1項の規定による意見聴取が行われていることが確認されるときは、新たに意見聴取を行わないものとする。

(業務停止又は登録取消しに関する意見聴取)

第23条 法第36条の命令又は法第37条第1項の登録の取消しについて、法第44条の3第2項の規定により警察本部長の意見を聴取するときは、次により取り扱うものとする。

- (1) 意見聴取は、貸金業者(法人の役員を含む。)又は重要な使用人その他の従業者のうち同条第1項の意見陳述事由(以下「意見陳述事由」という。)又は同条第2項の意見陳述事実(以下「意見陳述事実」という。)に係る者(以下「照会対象者」という。)がいるおそれがある場合に行うものとする。

- (2) 警察本部長への意見聴取は、次の各号に掲げるものを送付して行う。

ア 別記様式第14号により作成した文書

イ 登録申請書(規則別紙様式第1号に係る部分に限る。)の写し

ウ 規則別紙様式第3号の2の4の項により、照会対象者について、CSV形式(エクセル等)で作成された電磁的記録

- (3) 意見聴取は、次に掲げる事項に応じ、熊本県警察本部主管課に対して行うものとする。

ア 意見陳述事由に係るもの 暴力団対策主管課

イ 意見陳述事実に係るもの 生活経済主管課

- (4) 警察本部長からは、該当する事由の有無について、別記様式第15号又は第16号により、文書で意見が陳述されるものとする。

- (5) 意見陳述事由又は意見陳述事実があることを理由として、法第37条第1項の登録の取消しを行うときは、必要に応じ、警察本部長に対して、聴聞時における警察官の同席を求めるものとする。

- (6) 意見陳述がなされた場合にあっては、おおむね3か月ごとに別記様式第17号により法第36条の命令又は法第37条第1項の登録取消し等の結果を警察本部暴力団対策主管課及び生活経済主管課に通知するものとする。

(警察本部長からの意見)

第24条 法第44条の4の規定による警察本部長からの意見は、別記様式第18号により、文書で行われるものとする。

第7章 貸金業協会

(資金需要者等の利益の保護)

第25条 法第27条第1項に規定する業務の監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 法第13条及び第9条の規定の趣旨に沿って、貸付けに関する自主規制基準を作成していること。

- (2) 法第21条第1項(法第24条第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))、法第24条の2第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))、法第24条の3第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))、法第24条の4第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))及び法第24条の5第2項(法第24条の6において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。)の規定の趣旨に沿って、取立て行為の自主規制基準を作成していること。

- (3) 広告に関する規制のための機関を設置していること、及び法第16条の趣旨に沿って、広告の自主規制基準を作成し、各貸金業者の広告を当該基準に照らし審査していること。

(苦情の処理)

第26条 法第28条に規定する苦情の処理に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 苦情の処理を円滑に行うため、公正な第三者を含めた苦情処理機関を設置していること。

- (2) 会員である貸金業者に係る苦情の処理を積極的かつ効率的に行っていること。

- (3) 会員以外の貸金業を営む者に係る苦情の申出があった場合にも、積極的にこれを受け付け、その解決に努めていること。

- (4) 苦情に係る貸金業を営む者が苦情の解決に協力的でない場合には、その内容に応じて、財務局、都道府県、警察、弁護士会等に連絡し、協力を求めるなどにより、その解決に努めていること。

- (5) 苦情処理の結果等について、会員及び会員外の貸金業者に対して周知させるため、研修、会報等による紹介、事例集等の作成・配布等を行っていること。

(研修)

第 27 条 法第 29 条に規定する研修の監督に当たっては、資金需要者等の保護の観点から、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 貸金業の規制に関する法令、信用情報機関の利用その他貸金業の適正な運営のために必要な事項について、毎年 1 回以上研修を実施し、当該研修に係る計画を貸金業者に周知していること。
- (2) 会員以外の貸金業者に対しても研修を受講させるよう努めていること。

(研修に係る報告)

第 28 条 法第 35 条第 1 項の規定に基づき、事業年度開始前に研修の実施計画書を、年度終了後に研修の実績報告書を徴収するものとする。

第 8 章 信用情報

(信用情報機関)

第 29 条 法第 30 条第 1 項の規定に基づき、協会が行う信用情報機関（以下「機関」という。）の設置又は指定に関する監督に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 機関は、消費者信用の健全な発展に資するため、過剰貸付けの防止、多重債務者の発生の防止等その公的使命を十分認識し、信用情報の整備・充実に努め、その業務を行うに当たっては、公正かつ的確な業務運営とともに、信用情報が目的外に利用されないことを確保するための措置をとることや、その取り扱う信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止が図られるよう適正な運営体制を整備するなどの保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱いを確保する必要がある。

(2) 機関は、信用情報の目的外使用の防止等の観点から、機関の会員（以下「会員」という。）に対し、信用情報の適正な取扱いを求めるものとする。

(3) 機関は、名称、所在地、電話番号、業務の内容、登録情報の概要、登録期間、保護法ガイドライン第 23 条を踏まえた個人情報保護に関する考案方及び方針に関する宣言等に関する事項をインターネット上のホームページに常時掲載することや、それらを記載したパンフレットなどの書面を作成し、それを機関及び会員の店頭に備え置くことなどにより、業務の内容等を資金需要者等に周知させることとする。

(4) 機関が取得・登録できる信用情報は、会員の提出する信用情報のほか、破産手続開始決定、失踪宣告その他の公的記録、手形交換所の不渡情報・取引停止処分情報等の客観的事実に限るものとし、会員が資金需要者の返済又は支払能力の調査のために必要な事項にとどめるものとする。

(5) 機関は、会員に対し、信用情報の取得に当たり、次に掲げる事項について資金需要者等から書面により他の条項と明確に分離するなど本人の理解を確保できる方法等資金需要者等の同意を得るよう求めるものとする。

ア 資金需要者等に係る信用情報を機関に登録すること

イ 他の会員（信用情報機関相互間で信用情報の交流（以下「情報交流」という。）

を行う場合には、その交流する信用情報機関及びその会員を含む。）により、当該

信用情報が利用されること及び会員として当該信用情報を利用する者（その表示は、

会員の名称を記載する方法又は当該機関の規約等及び会員名を常時公表しているに

ホームページのアドレスを記載する方法等により、本人が同意の可否を判断するに

ホ 足りる具体性をもって行うこととする。）

ウ 機関に登録される情報の範囲及び登録期間等

エ 当該信用情報は、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、利用目的は、資金需要者の返

済能力の調査目的に限定されること

(6) 機関は、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報を、保護法ガイドライン第 6 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、取得、利用又は第三者提供しないことを確保するための措置を講じる必要がある。

(7) 機関は、信用情報を取得するに際しては、偽りその他不正な手段により、信用情報を取得してはならない。また、本人の利益の不当な侵害を行ってはならず、信用情報の不正取得等の不当な行為を行っている会員等から、当該信用情報が漏えいされた信用情報であること等を知ったうえで当該信用情報を取得しないこととする。

(8) 機関は、信用情報の目的外使用の防止及び漏えいの防止の観点から、次の場合のほか、信用情報を提供してはならないこととする。

ア 会員からの照会に応ずる場合

ただし、資金需要者等の返済能力の調査に必要な場合又は本人からの自己の信用情報に係る開示、若しくは訂正、追加又は削除（以下「訂正等」という。）、若しくは利用停止又は消去（以下「利用停止等」という。）、の請求又は苦情に対応するために必要な場合に限ること。

イ 資金需要者本人（代理人を含む。以下「本人」という。）からの自己の信用情報に係る請求に応ずる場合

ウ 他の信用情報機関と情報交流を行う場合

エ 保護法ガイドライン第 13 条第 1 項①から④の規定に基づく場合

(9) 機関は、信用情報について、その安全管理、従業者の監督及び当該信用情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該信用情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ次に掲げる措置を講じる必要がある。

- ア 安全管理についての必要かつ適切な次の措置
 (ア) 保護法ガイドライン第10条の規定に基づく措置
 (イ) 実務指針Ⅰ及び別添2の規定に基づく措置
- イ 従業者の監督についての必要かつ適切な次の措置
 (ア) 保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置
 (イ) 実務指針Ⅱの規定に基づく措置
- ウ 委託先の監督についての必要かつ適切な次の措置
 (ア) 保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置
 (イ) 実務指針Ⅲの規定に基づく措置
- エ 適切な会員管理及び外部監査に係る措置としての実務指針別添3の規定に基づく措置
- (10) 機関の役職員は、第8号により提供する場合を除き、在職中知り得た信用情報を漏らしてはならないものとする。退職後においても同様とする。
- (11) 機関は、信用情報を正確かつ最新のものに保つこととする。
 また、機関は、登録する信用情報の内容に応じて登録期間及びその起算日を定め、登録期間経過後は、当該情報を速やかに消去又は廃棄すること等により、提供又は利用しないものとする。
- (12) 機関は、信用情報に関し、利用目的、開示等の手続等を本人の知り得る状態に置くとともに、本人からの開示等の請求に備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第19条第1項及び第20条の規定に基づく体制の整備）を行うこととする。
- (13) 機関は、本人から信用情報の開示の請求があったときは、適切な開示等の措置（保護法ガイドライン第15条、第18条及び第19条第2項の規定に基づく措置）をとるものとし、本人からの請求に備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第19条第1項及び第20条の規定に基づく体制の整備）を行うこととする。
 なお、機関は、本人に信用情報を開示する場合、当該信用情報の出所及び過去の一定期間内における当該信用情報の提供先についても、開示しようとする体制の整備を進めるとともに、開示、訂正等、利用停止等又は苦情対応を円滑に行うよう相談窓口の設置、開示手続の整備等を行うこととする。
- (14) 機関は、本人から自己の信用情報が事実と相違するものとして、訂正等の申請があったとき、若しくは第5号又は第7号に違反して取得又は第三者提供されているという理由によって、利用停止等の申出があったときは、適切な訂正等又は利用停止等の措置（保護法ガイドライン第16条、第17条及び第18条の規定に基づく措置）をとる必要がある。
- (15) 機関は、本人からの前号の請求があることに備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第19条第1項の規定に基づく体制の整備）を行うこととする。
- (16) 機関は、第14号の請求に関する事実関係等について調査中の信用情報を会員に提供するときは、正当な理由がない限り、当該信用情報が正確であるか否か等が確認されていないことの明示（以下「調査中の注記」という。）を行うこととする。
- (17) 機関は、本人の請求に基づき信用情報の訂正等又は利用停止等、若しくは調査中の注記を行ったときは、本人の請求があれば、正当な理由がない限り、その本人が指定する当該信用情報の提供先にその旨通知することとする。
- (18) 機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けたときは、適切な措置（保護法ガイドライン第21条第1項の規定に基づく措置）をとることとする。
- (19) 機関は、信用情報の取扱いに関する苦情を受けることに備え、適切な体制の整備（保護法ガイドライン第21条第2項の規定に基づく体制の整備）を行うこととする。
- (20) 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、当該機関の指定又は設置を行った協会に直ちに報告することとし、報告を受けた協会は、直ちに監督当局に報告を行うこととする。
- (21) 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、漏えい事案等の事実関係及び再発防止策等を早急に公表することとする。
- (22) 機関は、信用情報の漏えい事案等の事故が発生したときは、漏えい事案等の対象となった本人に速やかに漏えい事案等の事実関係等の通知を行うこととする。
- (23) 機関は、情報交流を行うに当たっては、信用情報が目的外に利用されることを防止するなどプライバシー保護に十分配慮した適切な情報管理を確保することとする。
 (機関の会員による信用情報の取扱い)
- 第30条 会員は、機関の登録情報の整備・充実に協力するとともに、信用情報について法第30条第2項、保護法ガイドライン及び実務指針の規定等に基づく適切な取扱をするものとする。
 (信用情報機関に関する届出等)
- 第31条 協会が法第30条第1項の規定による機関の設置に関し、機関と指定契約を締結した場合は、協会は、法第35条第1項の規定に基づき、契約締結後3か月以内に別記様式第19号を参考に作成した契約書の写し、別記様式第20号の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ2部提出するものとする。また、機関を設置した場合には、設置後3か月以内に別記様式第21号の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ2部提出するものとする。
- 2 協会が指定又は設置した機関は、毎事業年度終了後3か月以内に、別記様式第22号の業務報告書及び所要の添付書類をそれぞれ2部提出するものとする。
- 3 協会が指定又は設置した機関が他の信用情報機関と情報交流を実施しようとする場合

は、協会は、事前に別記様式第 23 号の届出書及び所要の添付書類をそれぞれ 2 部提出するものとする。

第 9 章 苦情処理

(苦情対応の所掌)

第 32 条 法第 28 条の規定により協会が行う貸金業者に係る苦情処理については、貸金業の規制等に関する法令の解釈等に係る苦情で、熊本県に直接申出があったもののうち、熊本県知事の登録を受けた貸金業者に係るものに限り熊本県が行うものとする。

(苦情処理)

第 33 条 苦情等(違法又は不適切な行為に係る「苦情」、債務整理等に係る「相談」、登録の有無に係る「照会」、その他当局への「要望」を含む。以下同じ。)の申出があったときは、事情を聴取し、別記様式第 24 号の貸金業関係苦情受付対応状況票に所要の事項を記録するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、軽易なものについては、別記様式第 25 号の貸金業相談記録簿に所要の事項を記録するものとする。

3 苦情等の対応に当たっては、法に基づき権限の範囲内において申出人に必要な助言を行うとともに、必要があると認めるときは、申出人の了解を得たうえで、当該貸金業者に対し、その内容を連絡するものとする。

4 財務局長又は他の都道府県知事の登録貸金業者に関する苦情等の申出を受けた場合は、申請人名や申出内容の聴取及びこれに対する助言に努め、当該貸金業者の登録をした財務局長等に対し、把握した苦情内容等必要事項を連絡するなど、相互に連携を図るものとする。

また、貸金業者から債権を譲り受けた者による取立て等に係る苦情等の申出を受けた場合の紹介先は、次のとおりとする。

(1) 当該譲受人が登録貸金業者の場合は、当該貸金業者の登録をした財務局又は都道府県

(2) 当該譲受人が前号以外の場合は、当該譲受人に対する監督権限を有する都道府県
なお、当該申出に係る債権の譲受人が債権管理回収業に関する特別措置法に基づき法務大臣の許可を受けた債権回収会社であるときは、別途、法務省に情報提供するものとする。

5 無登録営業に係る苦情等を含め、犯罪の疑いのある旨の情報を入手した際には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、原則として情報入手先の同意を得たうえで、当該情報を捜査当局に提供するなど、捜査当局との連携に努めるものとする。

6 第 5 項のほか、県での解決が困難である苦情案件については、その内容に応じて、協会、弁護士会又は警察等に連絡し協力を求めるものとする。

7 第 5 項における捜査当局との連携にあたり、特に、無登録業者による違法な貸付けや取立ての被害を内容とする苦情の申出を受けた場合には、早急に次の措置をとることとする。

(1) 当該業者に電話等で、具体的な業務内容を確認する又は別記様式第 26 号により文書で照会を行う等の方法により、実態把握に努める。

(2) 前号により電話等で調査した結果、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると判断される場合には、直接、電話等又は別記様式第 27 号の文書により警告を行う。

なお、前号の別記様式第 26 号の文書による照会に対する回答がなく、かつ、引き続き同種の苦情等を受けるなど、当該業者が無登録で貸金業を営んでいる疑いがあると認められる場合も同様の取扱いとする。

8 別記様式第 28 号により毎月の貸金業関係苦情等対応総括表を、翌月 7 日までに作成するものとする。

附 則

1 この要項は、告示の日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

2 熊本県貸金業事務取扱要項(平成 12 年 9 月 20 日熊本県告示第 757 号)は、廃止する。

附 則

1 この要項は、平成 19 年 3 月 28 日から施行する。

2 熊本県貸金業事務取扱要項(平成 16 年 4 月 2 日熊本県告示第 336 号)は、廃止する。

別記様式第 1 号（第 3 条関係）

（日本工業規格 A 4）

意 見 書	
商号、名称又は氏名	
貸金業者の概要	
（当初登録年月日）	
（役員の状態）	
（問題点）	
直前の検査結果	
苦情の状態	
行政処分等	
その他参考事項	

別記様式第 2 号 (第 4 条関係)

(日本工業規格 A 4)

第 号
年 月 日

(商号又は名称)

氏 名 様

(法人にあつては代表者の氏名)

熊本県知事

印

変更事項の登録について (通知)

年 月 日付けで届出のあつた変更事項については、年 月 日
付けで貸金業者登録簿に登録したので通知します。

変更事項：

別記様式第 3 号 (第 7 条関係)

(日本工業規格 A 4)

年 月 日

貸 金 業 者 登 録 証 明 書

熊本県知事 様

申請者 商号又は名称
氏 名 印
(法人にあっては代表者の氏名)

下記のとおり、貸金業の規制等に関する法律第 3 条第 1 項の規定による登録を受けている (いた) ことを証明願います。

使 用 目 的	
提 出 先	

記

商 号 又 は 名 称	
氏 名 及 び 生 年 月 日	年 月 日 生
住 所	
主たる営業所の所在地	
登 録 番 号	熊本県知事 () 第 号
有 効 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
業 務 停 止 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
業 務 停 止 営 業 所 等	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

熊本県知事 印

別記様式第 4 号 (第 8 条関係)

(日本工業規格 A 4)

貸金業者登録簿閲覧簿

閲覧日	閲覧者住所	閲覧業者の登録番号	貸出 時刻	返却 時刻	返却 確認 印
	閲覧者氏名	商号、名称又は氏名			

別記様式第 5 号（第 15 条関係）

（日本工業規格 A 4）

年 月 日

熊本県知事 様

商号又は名称

従たる営業所等の名称

代表者又は責任者名

印

営業所等の所在報告書

貸金業者登録簿に登録された営業所等について、別紙のとおり報告します。

別紙

(日本工業規格 A 4)

登 録 番 号	熊本県知事 () 第 号			
貸金業協会会員番号				
商号又は名称				
営業所等の名称				
所在地	電話番号 () -			
営 業 所 等 の 概 要	(ふりがな) 代表者氏名	生年 月日	明 大 年 月 日 昭	
	職名及び 職務内容			
	業務を遂行する 権限の基礎	1 代表権者がいる 3 委任契約による委任	2 社内規則等による委任 4 その他 (具体的に)	
	常時行っている 業務内容	1 金銭の貸付け 3 媒介	2 債権の回収 4 その他 (具体的に)	
	貸金業に従事 する使用人の数			
	事務所の占有	1 自己所有 2 賃 貸 3 その他 (具体的に)		
	事務所の 規模・設備	(規模) (設備)	平方メートル	
(参考) 貸金業に従事する使用人の数が50人以上の場合は、代表者の権限を代行する地位にある者を記載する。				

(注) 代表者とは、当該営業所等の業務を統括する者 (本店長、支店長、営業所長、事務所長等) をいう。

別記様式第 6 号 (第 17 条関係)

(日本工業規格 A 4)

年 月 日

熊本県知事 様

登録番号 熊本県知事 () 第 号

住所

商号又は名称

氏名 (法人は代表者) 印

電話番号 () -

作成者

業務報告書の提出について

貸金業の規制等に関する法律第 4 2 条の規定に基づく業務報告書を、別紙のとおり提出
します。

貸付残高 5 0 0 億円超
貸付残高 5 0 0 億円以下
(該当する箇所を○で囲む)

資本金 1 千万円以上
(資本金 1 千万円以上の法人は、
貸借対照表と損益計算書を添付してください。)
資本金 1 千万円未満
(該当する箇所を○で囲む)

第 期 { 平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで }

別紙 1

(日本工業規格 A 4)

登録番号 熊本県知事 () 第 号

貸金業者名

1 貸付金の種別残高 (年 3 月末)

(単位：件、千円、%)

貸付種別		件 数		残 高		平均約 定金利
		件	構成割合	千円	構成割合	
消 費 者 向	無 担 保 (住宅向を除く)	件	%	千円	%	%
	有 担 保 (住宅向を除く)					
	住 宅 向					
	計					
事 業 者 向	貸 付					
	手 形 割 引					
	計					
合 計			100		100	
うち株式取得資金の貸付						

(記載上の注意)

1. 平均約定金利は加重平均により小数点第 2 位まで記載する。
2. 平均約定金利は、算出不能の場合には推定値を記載する。
3. 住宅向は住宅購入を目的とするいわゆる住宅ローンをいう。
住宅を担保に住宅ローン以外の貸付を行う場合を含まない。
4. 担保には保証を含めない。
5. 構成割合は合計に対する割合を記載する。
6. 株式取得資金の貸付は、1 件の貸付残高が 1 億円以上のものについて、その件数及び貸付残高の合計を記載する。
7. 残高は貸付当初の元本ではなく、残元本を記載する。

別紙 2

(日本工業規格 A 4)

登録番号 熊本県知事 () 第 号

貸金業者名

2 業種別貸付残高 (年 3 月末)

(単位：件、千円、%)

貸付種別	件数・残高		先 数		残 高	
	件	構成割合	千円	構成割合	千円	構成割合
製 造 業		%				%
建 設 業						
電気・ガス・熱供給・水道業						
運 輸 ・ 通 信 業						
卸 売 ・ 小 売 業、 飲 食 店						
金 融 ・ 保 険 業						
不 動 産 業						
サ ー ビ ス 業						
個 人						
そ の 他						
合 計		100				100

(記載上の注意)

1. 貸付残高 500 億円超の業者のみ記入する。
2. 業種別貸付残高は貸付先の主な事業により分類する。
3. 「サービス業」とは物品賃貸業（リース、レンタル等）、旅館業、広告業等（駐車場、娯楽施設等の経営を含む）をいう。
4. 表 1 の消費者向計と表 2 の個人欄の金額は一致する。

別紙 3

(日本工業規格 A 4)

登録番号 熊本県知事 () 第 号

貸金業者名

3 貸金業協会等への加入状況等 (年 3 月末)

1	(社) 貸金業協会に加盟している
2	(社) 日本抵当証券協会又は(社) 抵当証券業協会に加盟している
3	電話加入権に質権を設定することを目的とした事業協同組合に加盟している
4	日本事業者金融協会に加盟している
5	(社) 日本クレジット産業協会に加盟している
6	日本クレジットカード協会に加盟している
7	割賦購入あっせん業者として登録されている
8	電気機械器具関係の公益法人に加盟している (関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
9	自動車関係の公益法人に加盟している (関係会社が同法人に加盟している場合を含む)
10	日本百貨店協会、全国月賦百貨店組合連合会、日本チェーンストア協会、日本商店連盟、日本専門店会連盟に加盟している (関係会社が同協会等に加盟している場合を含む)
11	建設・不動産関係の公益法人に加盟している
12	質屋の許可を受けている
13	(社) リース事業協会に加盟している
14	日賦貸金業者として登録されている
15	上記のいずれにも該当しない
(参考) その他加入している団体があればその名称を記載すること	

(記載上の注意)

- 1 1～15の該当する項目の番号を○で囲み、参考についてはその名称を記載すること。
- 2 「関係会社」とは「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第8条第5項における関係会社をいう。

別紙4

(日本工業規格A4)

登録番号 熊本県知事 () 第 _____ 号

貸金業者名 _____

第3表 個人である資金需要者の情報の取扱いの状況 (_____ 年3月末)

- (1) 個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)上の個人情報取扱事業者の該当性 ()
- (2) 個人である資金需要者に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合にはその委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置(金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第10条、第11条及び第12条並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等)の実務指針I、II、III及び別添2の規定に基づく措置。)の状況 ()
- (3) 信用情報機関から提供を受けた情報であって個人である資金需要者の借入金返済能力に関するものを、資金需要者の返済能力の調査以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 ()
- (4) 個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪履歴についての情報その他の特別の非公開情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置の状況 ()

(記載上の注意)

- ① (1)については、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者該当する場合には、()欄に「○」を、該当しない場合には「×」を記入する。
- ② (2)については、必要かつ適切な措置を講じている場合には「○」を、講じていない場合には「×」を記入する。
- ③ (3)については、信用情報機関から提供を受けた個人である資金需要者の借入金返済能力に関する情報を保有していない場合には「-」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。
- ④ (4)については、個人である資金需要者に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪履歴についての情報その他の特別の非公開情報を保有していない場合には「-」を、措置を講じている場合には「○」を、措置を講じていない場合には「×」を記入する。
- ⑤ (4)の「その他の特別の非公開情報」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいう。

別記様式8号（第20条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

残貸付債権の状況等の報告について

このことについて、貸金業の規制等に関する法律第42条第1項の規定に基づき報告を求めますので、別紙の「残貸付債権の状況等に係る報告書」を作成のうえ、 年 月 日までに提出してください。

また、報告後において、連絡先又は氏名に変更があった場合は、すみやかに熊本県知事にその旨連絡願います。

なお、この報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときは、同法第36条に基づく行政処分及び同法第48条に基づく刑事罰の対象となる場合がありますので、念のため申し添えます。

（教 示）

この報告の徴収（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙)

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所 (郵便番号 -)

電話番号 () -

商号又は名称

氏名 (法人は代表者名)

印

法定代理人

氏 名

印

残貸付債権の状況等に係る報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

1 登録番号

熊本県知事 () 第 号

2 残貸付債権の状況及び債権回収方針

(年 月 日現在)

		残貸付債権	債務者数
合 計		千円	人
(債権回収方針)	自主回収 (予定)	千円	人
	取立委託 (予定)	千円	人
	債権譲渡 (予定)	千円	人
	その他 ()	千円	人

(記載上の注意)

「その他 ()」には、例えば債権放棄など具体的な方針を記載すること。

3 債権譲渡の状況（登録有効期間満了前3ヶ月間に債権譲渡を行ったものを含む。）

	譲 渡 先	譲渡年月日	譲渡債権金額
譲 渡 済			千円
			千円
譲 渡 予 定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「譲渡先」は、貸金業者から貸付債権を譲り受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権を譲り受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「譲渡年月日」には、同一者に複数回債権譲渡が行われた場合には、すべての譲渡年月日を記載すること。
- 3 債権譲渡予定のものについては、() 内に債権譲渡予定金額を記入すること。
- 4 「譲渡債権金額」には、譲渡した貸付債権の元本債権額を記入すること。
- 5 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

4 取立委託の状況

	委 託 先	委託年月日	委託債権金額
委 託 済			千円
			千円
委 託 予 定			(千円)
			(千円)
合 計			千円 (千円)

(記載上の注意)

- 1 「委託先」は、貸金業者から貸付債権の取立委託を受けた者の商号、名称又は氏名、連絡先（住所及び電話番号）及び業種を記載すること。なお、貸付債権の取立委託を受けた者が貸金業者の場合は、登録番号を併記すること。
- 2 「委託年月日」には、当初の委託年月日を記載すること。
- 3 取立委託予定のものについては、() 内に取立委託予定金額を記入すること。
- 4 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

5 帳簿及び個人情報の取扱い

(1) 帳簿の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他（ ）

（具体的な措置状況）

(2) 個人情報の取扱い

- 自社（清算人）保存 債権譲渡先に引継ぎ
 その他（ ）

（具体的な措置状況）

（記載上の注意）

- 1 該当する項目すべてについて□に✓をすること。
- 2 「具体的な措置状況」については、保存先や廃棄予定時期等を詳細に記載すること。

6 添付書類

- (1) 債権譲渡契約書の写し、債務者への債権譲渡通知の雛形
- (2) 取立委託契約書の写し、債務者への取立委託通知の雛形
- (3) 法第24条第1項の規定による通知の写し

別記様式9号（第20条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

廃業等後における貸付けの契約に基づく取引の終了及び住所又は氏名・商号等
の変更に関する報告について

このことについて、貸金業の規制等に関する法律第42条第1項の規定に基づき、下記の事由に該当する場合においては、その事由が生じた日から2週間以内に別紙1又は別紙2による報告を求めます。

なお、この報告を怠ったとき又は虚偽の報告をしたときは、同法第48条に基づき刑事罰の対象となる場合がありますので、念のため申し添えます。

記

- 1 貴社が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了した場合
別紙1
- 2 貴社が締結した貸付けの契約に基づく取引の全てが終了するまでの間において、既に提出された廃業等届出書（又は残貸付債権の状況等に係る報告書）の内容に変更等（商号又は名称、氏名、連絡先、住所、取立委託先の変更及び債権譲渡先の追加）があった場合
別紙2

（教 示）

この報告の徴収（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、熊本県知事に対して異議申立てをすることができます。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、熊本県を被告として（訴訟において熊本県を代表する者は熊本県知事となる。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができません。）。ただし、異議申立てをした場合には、当該異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(別紙1)

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住所 (郵便番号 -)

電話番号 () -

商号又は名称

氏名 (法人は代表者)

㊞

法定代理人

氏 名

㊞

取引の終了に関する報告書

このことについて、下記のとおり報告します。

記

- 1 旧登録番号
熊本県知事 () 第 号
- 2 当社が締結した貸付けの契約に基づく取引がすべて終了した日
年 月 日

(別紙 2)

年 月 日

熊本県知事 様

報告者 住 所 (郵便番号 -)

電話番号 () -

商号又は名称

氏名 (法人は代表者) ⑩

法定代理人

氏 名 ⑩

届出 (又は報告) 済事項の変更等に関する報告書

届出 (又は報告) 済の下記事項について変更しましたので、報告します。

記

- 1 旧登録番号
熊本県知事 () 第 号
- 2 変更事項

変更年月日	変更に係る事項	
	変更前	変更後

(注 1) 商号又は名称、氏名、連絡先、住所、取立委託先を変更した場合及び債権譲渡先を追加した場合に報告すること。

(注 2) 記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。

別記様式第 10 号（第 21 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき、法第 6 条第 1 項第 6 号又は第 8 号から第 13 号までに該当する事由（同項第 8 号から第 10 号まで又は第 13 号に該当する事由にあつては、同項第 6 号に係るものに限る。）の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。

なお、御多忙のところ恐れ入りますが、年 月 日までに御回答いただきますようお願いいたします。

記

法第 4 条第 1 項第 1 号に掲げる登録申請者の商号、名称又は氏名	当該登録申請者が法第 5 条第 1 項の登録を受けている場合には、その登録番号
	熊本県知事（ ）第 号

（注）当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

別記様式第11号（第21条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第1項の規定に基づき、別紙「年 月 日付け 第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあつては、同項第6号に係るものに限る。）があるとは認められない。

別記様式第 12 号（第 21 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について
貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 1 項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 6 条第 1 項第 号に該当する事由があると認められる。

別記様式第13号（第21条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による登録拒否について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第1項の規定に基づき意見を聴取した結果、法第6条の規定により、その登録を拒否をした者について、下記のとおり通知します。

記

- 1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取）
- 2 拒否年月日

別記様式第 14 号（第 23 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による意見聴取について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、法第 6 条第 1 項第 6 号又は第 8 号から第 13 号までに該当する事由（同項第 8 号から第 10 号まで又は第 13 号に該当する事由にあつては、同項第 6 号に係るものに限る。）又は法第 13 条の 3、第 21 条第 1 項（第 24 条第 2 項、第 24 条の 2 第 2 項、第 24 条の 3 第 2 項、第 24 条の 4 第 2 項及び第 24 条の 5 第 2 項において準用する場合を含む。）第 24 条第 3 項、第 24 条の 2 第 3 項若しくは第 24 条の 3 第 3 項の規定に違反する事実の有無について、下記のとおり、意見を聴取します。

記

意見聴取の対象となる貸金業者の商号、 名称又は氏名	当該貸金業者の登録番号
	熊本県知事（ ）第 号

（注）当該登録申請者に係る照会対象者の氏名等については、別途送付します。

別記様式第15号（第23条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について

貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき、別紙「年 月 日付け第 号の書面」により意見を求められた件については、法第6条第1項第6号又は第8号から第13号までに該当する事由（同項第8号から第10号まで又は第13号に該当する事由にあっては、同項第6号に係るものに限る。）又は法第13条の3、第21条第1項（第24条第2項、第24条の2第2項、第24条の3第2項、第24条の4第2項及び第24条の5第2項において準用する場合を含む。）第24条第3項、第24条の2第3項若しくは第24条の3第3項の規定に違反する事実があるとは認められない。

別記様式第 16 号（第 23 条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について
貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
年 月 日付け 第 号により意見を求められた件については、下記のとおり回答します。

記

法第 条第 項第 号に該当する事由があると認められる。

別記様式第17号（第23条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

熊本県警察本部長 様

熊本県知事 印

貸金業の規制等に関する法律による命令又は登録取消しについて
貸金業の規制等に関する法律（以下「法」という。）第44条の3第2項の規定に基づき
意見を聴取した結果、法第36条又は法第37条1項の規定等により、命令又は登録を取
り消した者等について、下記のとおり通知します。

記

法第36条の規定により命令した者
1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取） 2 処分年月日

法第37条第1項の規定により登録の取消しをした者
1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取） 2 処分年月日

規則第5条の2に規定する廃業等の届出があった者
1 業 者 名（ 年 月 日付け第 号により意見聴取） 2 廃業年月日

別記様式第 18 号 (第 24 条関係)

(日本工業規格 A 4)

第 号
年 月 日

熊本県知事 様

熊本県警察本部長 印

貸金業の規制等に関する法律による意見について
貸金業の規制等に関する法律 (以下「法」という。) 第 44 条の 4 の規定に基づき、下記
のとおり意見を述べます。

記

1 意見の対象となる貸金業者

※個人の場合

氏 名
生年月日
住 所

※法人の場合

商 号
所 在 地
代表者名

2 法第 6 条第 1 項第 号に該当する事由の有無に係る意見

法第 6 条第 1 項第 号に該当する事由があると疑うに足りる相当な理由があるため、
当該貸金業者に対して適当な措置をとることが必要であると認められる。

別記様式第19号（第31条関係）

指定契約書（参考例）

社団法人熊本県貸金業協会（以下「甲」という。）と〇〇信用情報機関（以下「乙」という。）とは、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第30条第1項に基づいて、過剰貸付けの防止のために甲が乙を指定するに当たり、次のとおり契約する。

（契約方針）

第1条 甲及び乙は、本契約の締結に当たり、次の点を契約の方針として確認する。

- 1 甲及び乙は、貸金業の規制等に関する法律（以下「規制法」という。）その他各種法令及び規制法に関する事務ガイドライン（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。
- 2 甲及び乙は、互いの自主性を尊重しつつ、過剰貸付けの防止のために積極的に協力し合うものとする。
- 3 乙は、規制法並びに関係法令及びガイドライン等に従い、乙の業務運営規則に定める基準に適合していることの審査を行うものとする。
- 4 乙は、貸金業者から乙への入会の申込みがあった場合には、原則として甲の会員であることを確認し、乙の運営規則に定める基準に適合していることの審査を行うものとする。
- 5 甲は、甲の会員が乙を利用するに当たっては、乙の運営規則を遵守すること、及び乙の信用情報の整備・充実に協力するよう指導を行うものとする。

（信用情報の取扱い）

第2条 甲は、甲の会員が乙を利用するに当たり、信用情報の適正な取扱いを確保するため、次の点に留意させるものとする。

- 1 信用情報を乙に登録するに当たっては、乙の定める内容及び方法により、資金需要者の同意を得ることとする。
- 2 信用情報を乙に登録する場合には、正確かつ最新のものとなるよう努めるとともに、既登録情報に関し、変更を必要とする場合には、速やかに当該事実を乙に報告することとする。
- 3 信用情報の乙への照会及びその使用は、資金需要者の返済又は支払能力の調査に必要な場合、又は資金需要者本人（以下「本人」という。）からの自己の信用情報に係る問い合わせ等に対応するために必要な場合に限ることとする。
- 4 信用情報は、本人のプライバシーに関わる事項であることにかんがみ、その秘密を保持し、漏洩を防止するため万全を期することとする。
- 5 本人から自己の信用情報に係る問合せ等があった場合は、適切かつ迅速な処理が図られるよう努め、また、乙から、本人からの問合せ等の処理のため協力依頼があった場合には、誠意をもってこれに応ずることとする。

(問合せ等の処理)

第3条 乙は、本人から自己の信用情報に係る問合せ等があった場合には、乙の運営規則により、誠意をもって適切かつ迅速な処理が図られるよう努めるものとする。なお、その問合せ等の内容が甲に波及する問題である場合には、甲及び乙は、互いに協力してその処理に当たるものとする。

(利用停止)

第4条 乙が甲の会員に対してその利用を停止するに当たっては、乙は、乙の運営規則に従って処理を行い、甲に通知するものとする。

(届出及び報告)

第5条 甲及び乙は、ガイドラインの定めるところに従い、所要の届出書及び報告書等を甲を所轄する都道府県に2部提出するものとする。

(契約の解除)

第6条 甲及び乙は、本契約の履行を著しく妨げる事態が発生した場合には、契約期間満了前と言えども契約を解除することができる。

(協議)

第7条 本契約に定めのない事項及び条文の適用等について疑義が生じた場合には、甲及び乙は、協議のうえ、処理する。

(契約期間)

第8条 本契約の有効期間は契約締結後3年間とするが、有効期間満了の時点で甲及び乙のいずれからも異議が述べられない場合には、3年ごとに更新されるものとする。

本契約の証としてこの証書2通を作成し、甲、乙、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

年 月 日

甲 社団法人熊本県貸金業協会
会 長 印

乙 ○○信用情報機関
代表者 印

別記様式第20号（第31条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
名称
協会長名

印

指定契約締結届出書

指定契約を締結しましたので、下記のとおり届け出ます。

記

1 指定契約を締結した貸金業協会と信用情報機関の概要

協会・機関名項目	社団法人熊本県貸金業協会	〇〇信用情報機関
① 名称及び代表者名		
② 所在地及び電話番号		
③ 設立年月日		
④ 指定契約締結年月日		

(参考) これまでの指定契約状況

信用情報機関名	指定契約締結年月日

2 信用情報機関の概要

① 名称		
② 代表者名		
③ 所在地	(郵便番号) 電話番号 () -	
④ 設立年月日		
⑤ 資本金		
⑥ 営業地域		
⑦ 株主(出資者)構成		
氏 名	保有する議決権の数	総株主等の議決権の数に対する割合
		%
その他 (名)		
計 (名)		100
⑧ 組織・機構・人員		
⑨ 役員		
役 職	氏 名	
⑩ 事業内容		

⑪ 会員に関する事項

1 会員資格

()

2 会員数

()

⑫ 登録情報に関する事項

1 登録情報項目			
顧客の識別のための情報	取引状況に関する情報	延滞等の事故情報	その他
2 登録情報量	件 (名寄せの有無: 有 ・ 無)		
3 事故情報量	件		

⑬ 利用料金に関する事項

()

- (注) 1 組織形態が株式会社組織でない場合は、各々の組織形態にあわせて記載するものとする。
 2 「株主 (出資者) 構成」は、保有する議決権の数の多い順に従い、5 名を記入する。
 3 「議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号に規定する議決権をいう。
 4 「総株主等の議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第 2 条第 1 号に規定する総株主等の議決権をいう。
 5 「組織・機構・人員」については別葉にして組織図等の書類を添付する。
 6 「会員数」は会社数及び店舗数を業種別に記載する。
 7 登録情報量、事故情報量については、見込数を記載する (既に設置している場合は直近の実績とする。)
 8 利用料金については、例えば加盟料金、基本料金、年会費、照会料金、開示料金等に別けて記載する。
 9 本紙に記載しきれないときは、別の書面に記載し、添付する。

3 添付書類

- (1) 指定契約書の写し
- (2) 貸金業協会の定款、規則 (過剰貸付けの防止及び信用情報機関に関するもの)
- (3) 信用情報機関の定款
- (4) 信用情報機関の業務運営に関する規則
- (5) 信用情報機関の業務の内容等を周知する書類 (パンフレット等)

別記様式第 21 号（第 31 条関係）

（日本工業規格 A 4）

年 月 日

熊本県知事 様

所 在 地

名 称

協会長名

印

信用情報機関の設置届出書

信用情報機関を設置しましたので、別添のとおり届け出ます。

⑪ 会員に関する事項

1 会員資格

()

2 会員数

()

⑫ 登録情報に関する事項

1 登録情報項目			
顧客の識別のための情報	取引状況に関する情報	延滞等の事故情報	その他
2 登録情報量	件 (名寄せの有無: 有 ・ 無)		
3 事故情報量	件		

⑬ 利用料金に関する事項

()

(注) 1 組織形態が株式会社組織でない場合は、各々の組織形態にあわせて記載するものとする。なお、貸金業協会内に信用情報機関を設置した場合は、上記の項目に関し、次により記載するものとする。

(1) ①については、協会名及び信用情報機関の名称を記載する。

(2) ②については、協会の代表者名及び信用情報機関の責任者名を記載する。

(3) ⑤、⑦については、記載は不要とする。

(4) ⑧、⑩については、協会及び信用情報機関各々について記載する。

(5) ⑨については、協会について記載する。

(6) その他の項目については、信用情報機関について記載する。

2 「株主(出資者)構成」は、保有する議決権の数の多い順に従い、5名を記入する。

3 「議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する議決権をいう。

4 「総株主等の議決権」とは、貸金業の規制等に関する法律施行規則第2条第1号に規定する総株主等の議決権をいう。

5 「組織・機構・人員」については別葉にして組織図等の書類を添付する。

6 「会員数」は会社数及び店舗数を業種別に記載する。

7 登録情報量、事故情報量については、見込数を記載する(既に設置している場合は直近の実績とする。)

8 利用料金については、例えば加盟料金、基本料金、年会費、照会料金、開示料金等に分けて記載する。

9 本紙に記載しきれないときは、別の書面に記載し、添付する。

2 添付書類

(1) 定款

(2) 信用情報機関の業務運営に関する規則

(3) 信用情報機関の業務の内容等を周知する書類(パンフレット等)

別記様式第22号（第31条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
名称
協会長名 印

業務報告書
年 月 日から 年 月 日までの業務の状況を下記のとおり
報告します。

記

1 届出事項のうち変更のあった事項

変更年月日	変 更 に 係 る 事 項	
	変 更 前	変 更 後

2 登録情報量及び照会件数

① 登録情報量	件（名寄せの有無： 有 ・ 無 ）
うち事故情報量	件
② 会員からの照会件数	件（一事業年度間の照会件数）

 3 問合せ・相談件数、異議申出件数、開示件数、及び情報の訂正・削除件数
 （一事業年度間の件数）

① 問合せ・相談件数	件
② 異議申出件数	件
③ 情報の開示件数	件
④ 情報の訂正・削除件数	件

 4 添付書類
 決算書

別記様式第23号（第31条関係）

（日本工業規格A4）

年 月 日

熊本県知事 様

所在地
名称
協会長名

印

情報交流に関する届出書

信用情報機関相互間で情報交流を実施しますので、下記のとおり届け出ます。

記

1 情報交流の概要

項 目	信用情報機関名 〇〇信用情報機関 (〇〇貸金業協会)	提携先〇〇信用情報機関
① 名称及び代表者名		
② 所在地及び電話番号		
③ 交流情報の内容		
④ 交流対象情報量		
⑤ 交流地域		
⑥ 交流実施日		
⑦ プライバシー保護に関する事項		
⑧ その他特記事項		

（注）必要に応じ、適宜様式を修正して記載すること。

2 添付書類

- （1）情報交流に関する契約の写し
- （2）情報交流に関する運営規則の写し

別記様式第24号 (第33条関係)

貸金業関係苦情受付対応状況票

取扱者：

受付	年 月 日 時		来庁・電話・文書・メール		完 結	年 月 日	
届出人	氏名			債務者	氏名		
	住所 TEL				住所 TEL		
同行者	氏名		債務者との関係	同行者	氏名		債務者との関係
	債務状況		社(者) 万円		職業		勤務先
明細別紙	貸金業者		社(者) 万円	収入		月額 万円	返済可能額 万円
	業者名			債務者の状況	利用のきっかけ		
住所 TEL			返済状況				
登録番号			その他				
業 態			申出人への確認				
相手方	1 財務(支)局長 熊本県知事 () 第 号		2 無登録の疑いのある者 3 不明その他	業者への氏名・内容等の開示		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 一部不可	
	担 当 者			債務額 万円	警察・都道府県等への情報提供		<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
苦情の内容	1 取立て行為		(具体的内容)				
	2 契約内容						
対応結果	1 内容特定困難により確認不可能		(具体的内容)				
	2 事実関係の確認						
案内した照会先	1 貸金業協会		(処理経過)				
	2 弁護士会、司法書士会等						
	3 裁判所						
	4 警察						
	5 財務局						
	6 他都道府県等						
	7 その他						

※ 該当項目には○印を付す。

別記様式第25号（第33条関係）

（日本工業規格A4）

貸金業相談記録簿

受付	相談者及び業者名	相 談 対 応 状 況			
月 日	住所	相談内容			
	氏名 匿名				
担 当	男・女 歳 TEL 債務者・保証人	分類	苦情・相談	該当番号	
		対応結果			
業者名					
所 管	県・財務・無登録	該当番号		照会先	
月 日	住所	相談内容			
	氏名 匿名				
担 当	男・女 歳 TEL 債務者・保証人	分類	苦情・相談	該当番号	
		対応結果			
業者名					
所 管	県・財務・無登録	該当番号		照会先	
月 日	住所	相談内容			
	氏名 匿名				
担 当	男・女 歳 TEL 債務者・保証人	分類	苦情・相談	該当番号	
		対応結果			
業者名					
所 管	県・財務・無登録	該当番号		照会先	

（相談内容） 1-1 取立行為 1-2 契約内容 1-3 金利 1-4 年金担保 1-5 帳簿開示 1-6 過剰貸付 1-7 詐称 1-8 保証契約 1-9 広告等 1-10 その他 2-1 債務整理 2-2 金利 2-3 相談先 2-4 登録確認 2-5 制度改正 2-6 法解釈 2-7 その他
（対応結果） 1-1 内容不明 1-2 事実確認 1-3 行政指導 1-4 報告徴収 1-5 警察通報 1-6 照会先案内 1-7 その他 2-1 回答 2-2 N・A・L 2-3 照会先案内 2-4 その他

別記様式第26号（第33条関係）

（日本工業規格 A 4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事

印

業務の状況について（照会）

貸金業を営もうとする者は、貸金業の規制等に関する法律に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、本県に貴社から金銭の貸付けを受け、返済を求められている等貴社が貸金業に該当する行為を行っているとの情報が寄せられました。（注）

つきましては、貴社の具体的な業務内容等を 年 月 日までに書面により御回答願います。

なお、期限までに回答がない場合など貴社の行為が同法に違反している疑いがあると認められる場合には、捜査当局への情報提供等、必要な措置を行うことがありますので、念のため申し添えます。

（注）把握している情報等の実態に応じて、文言の加除を行う。

別記様式第27号（第33条関係）

（日本工業規格A4）

第 号
年 月 日

様

熊本県知事 印

業務の状況について（照会）

貸金業を営もうとする者は、貸金業の規制等に関する法律に基づき、内閣総理大臣又は都道府県知事の登録を受けなければこれを営むことができないこととなっています。

今般、本県が調査しましたところ、貴社の行為は貸金業に該当する疑いがあると認められますので、直ちに当該行為を取り止めるよう警告します。（注）

なお、この警告に応じない場合は、捜査当局への告発を検討するなど、しかるべき措置をとることとしますので、念のため申し添えます。

（注）把握している情報等の実態に応じて、文言の加除を行う。

別記様式第28号(第33条関係)

貸金業関係苦情等対応総括表(年 月分)

苦情対応等関係

(単位:件)

		財務 (支)局 長登録 業者に 係るもの	都道府 県知事 登録業 者に係 るもの		無登録 の疑い のある 者に係 るもの	不明そ の他	計	うち 日賦貸 金業者	うち 事業者 向業者
			うち 日賦貸 金業者	うち 事業者 向業者					
苦情 の 内容	1 取立て行為								
	2 契約内容								
	3 金利								
	4 年金担保								
	5 帳簿の開示								
	6 過剰貸付け								
	7 行政当局詐称、登録業者詐称								
	8 保証契約								
	9 広告・勧誘(詐称以外)								
	10 その他								
	計								
対応 結果	1 内容特定困難により確認不可能								
	2 事実関係の確認(任意報告徴収含む)								
	3 行政指導等								
	4 法に基づき報告徴収命令を発出等								
	5 警察への情報提供								
	6 照会先の案内								
	7 その他								
	計								
案内 した 照会 先	1 貸金業協会								
	2 弁護士会、司法書士会等								
	3 裁判所								
	4 警察								
	5 財務局等								
	6 その他								
	計								
相談・ 照会 の内容	1 債務整理								
	2 金利								
	3 相談先								
	4 登録確認(無登録の疑いあり)								
	5 制度改正要望								
	6 法令等解釈								
	7 その他								
	計								
対応 結果	1 相談先・照会内容への回答								
	2 ノーアクションレター制度等を案内								
	3 照会先の案内								
	4 その他								
	計								
案内 した 照会 先	1 貸金業協会								
	2 カウンセリング機関等								
	3 裁判所								
	4 警察								
	5 財務局等								
	6 その他								
	計								

処分等関係

(単位:件)

の 苦 情 発 生 等 端		都道府 県知事 登録業 者に係 るもの	うち	
			日賦貸 金業者	事業者 向業者
1	法に基づき文書による報告を命令			
2	立入検査の実施			
3	行政処分の実施			

熊本県告示第 315 号の 2

昭和 38 年 5 月 25 日熊本県告示第 262 号（県税の賦課徴収に関する事務のうち知事が委任しない事項の指定）は、廃止する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県告示第 315 号の 3

昭和 26 年 9 月 25 日熊本県告示第 480 号（納税貯蓄組合検査吏員の証票及び証明書の様式）の一部を次のように改正し、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

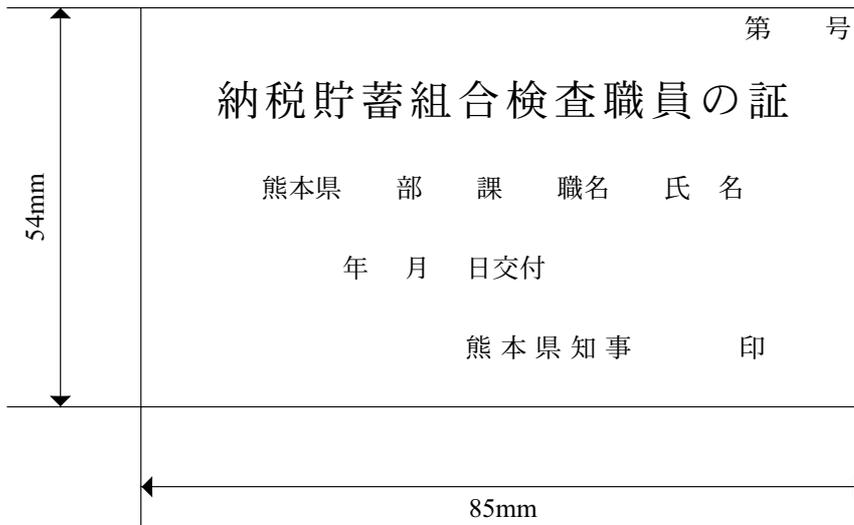
平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

題名中「納税貯蓄組合検査吏員」を「納税貯蓄組合検査職員」に改める。

第 1 号様式を次のように改める。

第 1 号様式



第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号 様 式

第 号

証 明 書

組 合 名
代 表 者 氏 名

納税貯蓄組合法施行令第 2 条の規定により届出をした貯蓄組合であることを証明する。

年 月 日

熊 本 県 知 事 印

公 告

熊本県公告第 279 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 11 条第 3 項の規定による届出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ムサシプラザ
熊本市武蔵ヶ丘五丁目 264 番 1 ほか
- 2 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併があった年月日
平成 18 年 12 月 11 日
- 3 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
承継前 有限会社ディー・ティー企画
熊本市東本町 1 番 43 号 代表取締役 松島 正信
承継後 株式会社ゼファー
東京都中央区日本橋浜町三丁目 3 番 2 号 代表取締役 飯岡 隆夫
- 4 大規模小売店舗の譲渡、相続又は合併の理由
不動産売買のため
- 5 大規模小売店舗内の譲渡、相続又は合併に係る店舗面積
2,556 平方メートル
- 6 届出年月日
平成 19 年 3 月 16 日

熊本県公告第 280 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 18 年 12 月 13 日に行われた届出については、設置者より取下願の提出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ダイレックス熊本店
熊本市長嶺南四丁目 2178 番地 35 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
(1) 設置する者
サンクスジャパン株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 代表取締役社長 大寫秀昭
(2) 小売業を行う者
サンクスジャパン株式会社
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬 930 番地 代表取締役社長 大寫秀昭
- 3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を取り下げる理由
届出計画の変更のため
- 4 取下年月日
平成 19 年 3 月 13 日

熊本県公告第 281 号

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定に基づき、次のとおり都市公園の供用を開始する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 名称 水俣広域公園
- 2 位置 熊本県水俣市汐見町地内
- 3 区域 別添図面のとおり
面積 2.8ha
- 4 供用を開始する期日 平成 19 年 4 月 1 日

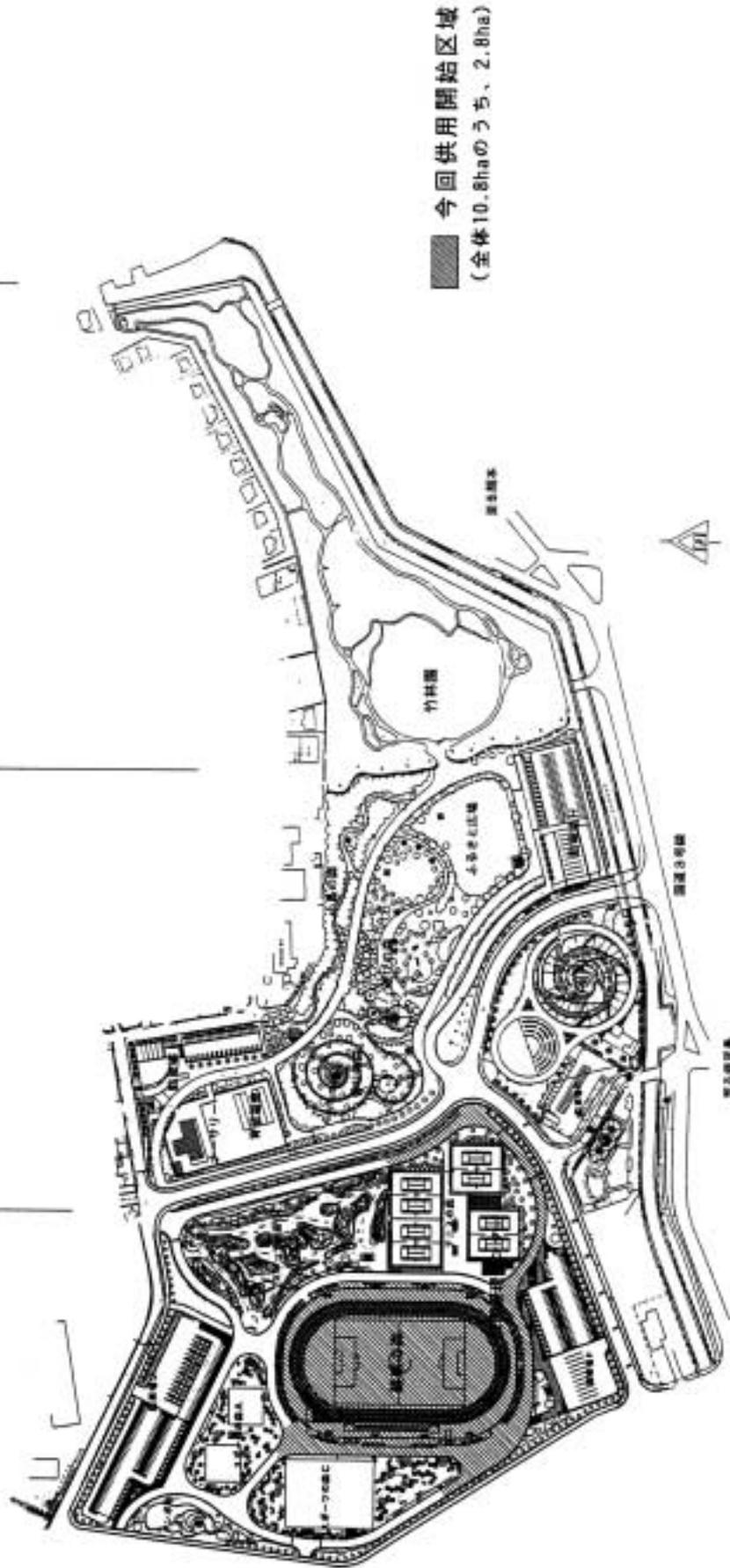
水俣広域公園供用開始平面図

都市公園区域 A = 22.8ha

街のゾーン
A = 10.8ha

里のゾーン
A = 8.0ha

山のゾーン
A = 4.0ha



■ 今回供用開始区域
(全体10.8haのうち、2.8ha)



熊本県公告第 282 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条第 1 項の規定に基づき、県営広安地区土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5 項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に異議申立てをすることができる。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営広安地区土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成 19 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 27 日まで
- 3 縦覧場所
益城町役場

熊本県公告第 283 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡大津町大字平川字高尾 1890 番 1 の一部、同 1890 番 9 の一部、同字一ノ迫 2042 番、同 2043 番の一部、同 2043 番 2、同 2043 番 3 の一部、同 2044 番 1、同 2049 番 1 の一部、同 2049 番 2 の一部、同 2050 番 2、同 2050 番 4 の一部、同 2050 番 5 の一部、同 2050 番 6 の一部、同 2089 番 2、同 2089 番 3、同 2089 番 7、同 2093 番 1、同 2093 番 2 の一部、同 2093 番 3、同 2093 番 4、同 2093 番 5、同 2093 番 6、同 2096 番 1、同 2096 番 2、同 2096 番 4、同 2096 番 5、同 2096 番 6、同 2096 番 7、同 2099 番 1、同 2102 番 1、同 2106 番 2、同 2108 番 1、同 2108 番 4、同 2108 番 7、同 2108 番 8、同 2108 番 9、同 2108 番 10、同 2108 番 11、同字天神 2149 番 1、同 2149 番 5 及び同 2150 番 2
53,775.67 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡大津町大字平川 1500
本田技研工業株式会社

熊本県公告第 284 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(2 工区)
水俣市白浜町 113 番 2 の一部、同 113 番 4 の一部、同 113 番 5 及び同 113 番 6 の一部
3,588.02 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
水俣市陣内一丁目 1 番 1 号
水俣市

熊本県公告第 285 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定により平成 18 年 8 月 7 日に行われた届出については、設置者より取下願の提出があったので、次のとおりその概要を公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ロッキー美里町店
下益城郡美里町馬場字白杵町 768 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 設置する者
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸
鹿本郡植木町大字植木 113 番の 1
 - (2) 小売業を行う者
株式会社ロッキー 代表取締役 竹下光伸
鹿本郡植木町大字植木 113 番の 1

- 3 大規模小売店舗立地法第 5 条第 1 項の規定による届出を取り下げる理由
地権者と出店時期についての合意が得られなかったため
- 4 取下半年月日
平成 19 年 3 月 8 日

熊本県公告第 286 号

次に掲げる土地改良事業に伴う工事が完了したので、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 113 条の 2 第 3 項の規定に基づきこの旨を公告する。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業名	地区名	工事着手年月日	工事完了年月日	事業主体
農業用排水施設	栗ノ尾 (玉名市)	平成 17 年 7 月 6 日	平成 18 年 3 月 30 日	熊本県

熊本県公告第 286 号の 2

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 33 条の規定により、同法第 34 条に規定する業務を行う者として次のとおり指定した。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

名称 社会福祉法人菊愛会
住所 熊本県菊池市重味字北の原 2380 番地 7

登載依頼

熊本県労働委員会告示第 1 号

労働委員会事務局

熊本県労働委員会事務局文書規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県労働委員会会長 竹 中 潮

熊本県労働委員会事務局文書規程の一部を改正する規程
熊本県労働委員会事務局文書規程（昭和 40 年熊本県地方労働委員会告示第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 項に次の 4 号を加える。

- (5) 地方公営企業等認定告示 熊労委 年 (認)
- (6) 個別労働関係紛争のあっせん 熊労委 年 (個)
- (7) 証人等出頭命令 熊労委 年 (証)
- (8) 物件提出命令 熊労委 年 (物)

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮谷義子

有明海自動車航送船組合条例第 1 号

有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
有明海自動車航送船組合職員の給与に関する条例（昭和 33 年有明海自動車航送船組合条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 11 条第 3 項中「のうち二人まで」を削り、「それぞれ」を「一人につき」に改め、「その他の扶養親族については一人につき 5,000 円」を削る。

附 則

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 3 月 30 日

有明海自動車航送船組合
管理者 熊本県知事 潮谷義子

有明海自動車航送船組合規則第 1 号

有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則
有明海自動車航送船組合職員の通勤手当に関する規則(昭和 33 年有明海自動車航送船組合規則第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 第 1 号中「2,300 円」を「2,400 円」に改め、同条第 2 号中「4,400 円」を「4,500 円」に改め、同条第 3 号中「7,300 円」を「7,400 円」に改め、同条第 4 号中「10,100 円」を「10,200 円」に改め、同条第 5 号中「12,900 円」を「13,000 円」に改め、同条第 6 号中「15,800 円」を「15,900 円」に改め、同条第 7 号中「18,700 円」を「18,800 円」に改め、同条第 8 号中「21,500 円」を「21,600 円」に改める。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県公営企業管理規程第 2 号

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

熊本県企業局職員就業規程の一部を改正する規程
熊本県企業局職員就業規程(昭和 38 年電気事業管理規程第 6 号)の一部を次のように改正する。

本則に次の 1 条を加える。

(懲戒)

第 32 条 職員の懲戒については、熊本県職員の懲戒に関する条例(昭和 26 年熊本県条例第 45 号)の定めるところによる。

別表第 4 の 18 の項中「4 日」を「5 日」に改める。

別表第 5 中「別表第 5 (別表第 4 第 15 項関係)」を「別表第 5 (別表第 4 第 16 項関係)」に改める。

別記様式中「熊本県企業局職員就業規程第 19 条の 2 の規定」を「熊本県企業局職員就業規程第 20 条第 2 項の規定」に改める。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県収用委員会公告第 1 号

土地収用法(昭和 26 年法律第 219 号)第 45 条の 2 の規定により次のとおり裁決手続の開始を決定した。

平成 19 年 3 月 30 日

熊本県収用委員会 会長 塚 本 侃

1 起業者の名称 国土交通大臣

2 事業の種類

一級河川白川水系白川改修工事(左岸・熊本県熊本市新屋敷一丁目地内及び右岸・同市水道町地内から同市南千反畑町地内まで)

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積

(1) 収用の裁決手続の開始を決定した土地

土地の所在 熊本県熊本市新屋敷一丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		収用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公 簿	実 測	
1 番 38	宅地	宅地	231.00	233.95	196.36

(2) 使用の裁決手続の開始を決定した土地

土地の所在 熊本県熊本市新屋敷一丁目

地 番	地 目		地 積 (㎡)		使用しようとする 土地の面積 (㎡)
	公簿	現況	公 簿	実 測	
1 番 38	宅地	宅地	231.00	233.95	5.86

4 土地所有者の氏名及び住所

山下元範

熊本県熊本市水道町 3 番 31-1201 号

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

株式会社三井住友銀行 代表取締役 平澤正英

東京都千代田区有楽町一丁目 1 番 2 号

根抵当権

株式会社熊本ファミリー銀行 代表取締役 河口和幸

熊本県熊本市水前寺六丁目 29 番 20 号

根抵当権

株式会社建吉組 代表取締役 笹原健嗣

熊本県熊本市黒髪三丁目 6 番 21 号
根抵当権

6 裁決手続の開始を決定した年月日
平成 19 年 3 月 19 日

